「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書(案)」 に対する意見及びそれに対する考え方

■ 意見募集期間: 令和3年3月6日(土)から同年4月5日(月)まで

■ 意見提出数: 41件(法人・団体:34件、個人:7件)

■ 意見提出者: ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見受付順)

受付	意見提出者	受付	意見提出者
נויע			
1	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	19	有限会社ナインレイヤーズ
2	一般社団法人テレコムサービス協会	20	株式会社新潟通信サービス
3	アルテリア・ネットワークス株式会社	21	ビッグローブ株式会社
4	株式会社IDCフロンティア	22	UQコミュニケーションズ株式会社
5	株式会社アットアイ	23	LINEモバイル株式会社
6	EditNet株式会社	24	Wireless City Planning株式会社
7	オーシャンブロードバンド株式会社	25	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
8	沖縄セルラー電話株式会社	26	東日本電信電話株式会社
9	沖縄通信ネットワーク株式会社	27	日本電信電話株式会社
10	関西ブロードバンド株式会社	28	西日本電信電話株式会社
11	KDDI株式会社	29	株式会社NTTドコモ
12	Coltテクノロジーサービス株式会社	30	株式会社ジュピターテレコム
13	ZIP Telecom株式会社	31	株式会社オプテージ
14	ソフトバンク株式会社	32	楽天モバイル株式会社
15	株式会社ソラコム	33	在日米国商工会議所
16	中部テレコミュニケーション株式会社	34	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
17	株式会社TAM	_	個人(7件)
18	徳之島ビジョン株式会社		

[※] 意見に対する考え方においては、各法人の名称について、「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書(案)」に記載の略称を用いて表記しています。

意見

考え方

提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無

意見 O - 1 - 1 「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書の取りまとめにあたっては、「情報通信行政検証委員会」の検証結果も踏まえた検討、取りまとめが必要。

そのため、①NTTドコモ完全子会社化に係る一連の行政対応が歪められていなかったか、「情報通信行政検証委員会」による徹底した 真相究明を行うこと、②検証委員会の検証結果を踏まえて改めて議論を行い報告書に反映するとともに、それが完了するまで、NTTドコ モ完全子会社化を踏まえた一連の統合・再編成が一方的に進められないよう、総務省がNTT持株などを指導・徹底すること、③今回の事 案により行政の公正性に疑義が生じたことを踏まえ、今後の検討・検証においては、NTTグループの在り方を含めて必要な検討の推進を 図ること、の3点を要望。

【意見内容】

- ・ 弊社共は、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書の取りまとめにあたっては、要望 の背景にあるとおり、「情報通信行政検証委員会」の検証結果も踏まえて検討、取りまとめること が必要であると考え、以下の3点を要望します。
 - 1. 「公正競争確保の在り方に関する検討会議」が、日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。)による2020年9月29日付けの株式会社NTTドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)に対する株式公開買付け手続きに端を発していること、及び当該事案と今般のNTT持株と総務省の関係において判明した事案等により、情報通信行政が歪められたのではないかとの疑念が国民に生じている状況を踏まえ、NTTドコモの完全子会社化に係る一連の行政対応が歪められていなかったか、「情報通信行政検証委員会」による徹底した真相究明を行うこと。
 - 2. 「情報通信行政検証委員会」の検証結果を踏まえ、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書の措置内容が十分なのか、さらに強化すべき措置内容がないのか等、改めて議論を行い、当該議論の結果を報告書に反映すること。それが完了するまでの間、NTTドコモによるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社の子会社化といった、NTTドコモの完全子会社化を踏まえた一連の統合・再編成等について一方的に進めることのないよう、総務省がNTT持株等を指導・徹底すること。
 - 3. NTT持株等と総務省の関係において判明した事案等により"行政の公正性"に疑義が生じたことを踏まえ、今後の検討及び検証においては、NTTグループの在り方を含めて必要な検討の推進を図ること。

【要望の背景】

・ 2020年9月29日、NTT持株が情報通信市場を取り巻く環境変化等を理由に"NTTドコモのさらなる強化"を掲げ、NTTドコモの完全子会社化を目的に公開買付けの開始を公表

- 2021年3月16日、総務省職員によ る国家公務員倫理法違反により、関 連する情報通信行政がゆがめられた のではないかとの疑念が生じている 状況を踏まえ、これを第三者の視点 から検証するため、情報通信行政検 証委員会(以下「検証委員会」とい う。)が設置されました。
- 本報告書案についての意見募集は、2021年3月6日から同年4月5日にかけて実施したところ、検証委員会において、NTTグループを巡る政策決定についての検証がなされることを受け、本報告書のとりまとめに当たっては、検証委員会の検証結果を踏まえることとしました。
- 2021年10月1日、検証委員会より 検証結果最終報告書が公表され、同 報告書においては、「NTTドコモの 完全子会社化については、これを妨 げるようなNTT法等による直接的 な規律がないとする総務省の判断 は、法の規定そのものを見る限りで は妥当である。同法等の趣旨あるい は公正競争確保の観点から適切かに

しました。

- ・ NTTドコモの完全子会社化は、NTTの在り方を巡る政策議論を踏まえて公表された政府措置**1の "完全民営化"の方針に逆行するものであり、NTTドコモに対するNTT持株の出資比率の低下を求めてきた過去の電気通信審議会答申や郵政省報道発表、閣議決定等の趣旨に明確に反するものでありましたが、公開買付けの公表後、同買付け期限である2020年11月16日までの期間においては、総務省は本件に関し特段の措置を講じることなく、当該株式公開買付けの手続の終了後にはじめて「電気通信市場検証会議」の下に「公正競争確保の在り方に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)を設け、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から必要な方策等について検討を開始しました。
 - ※1 「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」(1990年3月30日、郵政省)
- ・ 検討会議は関係者の議論等を経て、2021年3月5日に報告書(案)を公表し、同年4月5日を期限として広く意見の募集を開始しましたが、報告書(案)の公表後にNTT持株等と総務省の関係において判明した事案等により、同年3月16日、「情報通信行政がゆがめられたのではないかとの疑念が国民に生じている状況を踏まえ、これを客観的かつ公正に検証するため、総務省に(略)情報通信行政検証委員会(以下「委員会」という。)を置く」*2とされ、同年3月17日に第1回の委員会が開催されたところです。
 - ※2 「情報通信行政検証委員会の設置について」(2021年3月16日、総務省)
- ・ このような状況の下、弊社共は上記の事情変更を踏まえることなしに、同年3月5日時点で公表された報告書(案)に基づき取りまとめを進めることは適切ではなく、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から必要な方策については、改めて情報通信行政検証委員会の検証結果も踏まえて検討することが必須であるものと考えます。

【株式会社IDCフロンティア、株式会社アットアイ、EditNet株式会社、オーシャンブロードバンド株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、沖縄通信ネットワーク株式会社、関西ブロードバンド株式会社、KDDI株式会社、Coltテクノロジーサービス株式会社、ZIP Telecom株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ソラコム、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社TAM、徳之島ビジョン株式会社、有限会社ナインレイヤーズ、株式会社新潟通信サービス、ビッグローブ株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、LINEモバイル株式会社、Wireless City Planning株式会社】

- ついては議論の余地があるものの、 完全子会社化後速やかに、NTTグループに対する、公正競争を確保するための新たな行為規制等を「公正競争確保の在り方に関する検討会議」で検討するなどしており、総務省の対応に問題があったとは言えない。ただ、総務省の判断の妥当性は、同グループに対する新たな行為規制が機能することが前提となることから、総務省には、今後、新たな規制の機能状況の実効ある検証を求める」などとされています。
- 実効ある検証が必要であるとの同報告書の内容は、本検討会議の報告書の内容と同一の方向性にあるものであり、意見募集に寄せられたご意見も踏まえて議論を行い、所要の修正を行った上で、今般、本報告書をとりまとめることとしました。
- なお、本報告書案においては、既存 ルール等の遵守状況の検証を行い、 検証を通じて競争上の課題が明らか になるなど既存ルール等の見直しの 必要性が生じれば、速やかに、必要な 検討を行うべきとするとともに、既 存ルールの見直しでは対応できない ような場合には、再度、NTTグルー プの在り方も含め、公正競争確保の 観点から必要な方策等について検討 を行うべきとしております。
- 今後、本報告書の内容を踏まえて、 総務省において、公正競争条件の遵 守状況の確認も含む市場検証の強化 のための検討や、NTT東西の特定 関係事業者としてのNTTドコモの 指定等を速やかに行っていくべきと

考えます。

意見の一1-2 NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のために、NTT東西が保有する。 るボトルネック設備の公平利用の担保が必要。

今回の日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。なお、NTT持株及びその傘下の各社 について区別せず言及する場合には単に「NTT」という。)による株式会社NTTドコモ(以下、「N TTドコモ」という。)の完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のた めには、以下の担保が必要です。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東・西」という。)が 保有するボトルネック設備の公平利用の担保

将来にわたって、ボトルネック設備の公平利用を担保するためには、NTT東・西間及びNTT東・ 西とNTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコム」とい う。) 等、NTT東・西と他の事業者との合併・統合等は禁止されるべきであり、更には、NTT東・ 西と資本的に一体化するNTTドコモとNTTコム等の合併・統合等も禁止されるべきだと考えま す。

この点、公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書(案)(以下、「本報告書(案)という。」) で「NTT東西は、NTT法において、地域電気通信事業を経営することを目的とする会社と定めら れており、その業務範囲は規制されている。仮に、NTTドコモやNTTコムと合併等を行った場合、 それに伴い統合される事業は、業務範囲規制に抵触するものと考えられる。なお、NTT東西による 合併等の決議はNTT法第11条により、総務大臣認可事項である。」と明記されたことに賛同いたし ます。

一方で、NTTドコモとNTTコム等の合併・統合等に関する規律は不十分であり、後述のように、 旧NTTから分離した会社の統合・再編・一体化についてはNTT持株の事業計画認可に含める等、 規律を強化すべきと考えます。

○ いただいたご意見については、本 無 報告書案への替同のご意見として承 ります。

○ NTT持株の事業計画の認可に係 るご意見については、「意見0-2-1 に対する考え方のとおりです。

【KDDI株式会社】

意見0-1-3 NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のために、禁止行為規制の対象 事業者を含むネットワーク統合の禁止が必要。

今回の日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。なお、NTT持株及びその傘下の各社 について区別せず言及する場合には単に「NTT」という。)による株式会社NTTドコモ(以下、「N TTドコモ」という。)の完全子会社化を踏まえたNTT-体化の進展に対して、公正競争の確保のた めには、以下の担保が必要です。

2. 禁止行為規制の対象事業者を含むネットワーク統合の禁止

禁止行為規制の対象事業者と特定の電気通信事業者におけるネットワーク統合は、禁止行為規制の 対象事業者による特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いによるものであることから、

- 禁止行為規制の対象事業者と特定 無 の雷気通信事業者におけるネットワ ーク統合については、それ自体が直 ちに禁止行為規制に違反するとはい えず、個別具体的な実態を踏まえる 必要があると考えます。
- なお、本報告書案第3章2②(b)の 「対応の方向性」においては、「仮に NTTコムとNTTドコモのネット

既成事実化により事前規制が機能不全に陥ることのないよう、当該統合は直ちに禁止行為規制に抵触 することを明確に示す必要があると考えます。

この点、本報告書(案)において、公正競争条件を遵守する観点からは「これまでの経緯を踏まえ れば、NTTコムとNTTドコモのネットワークは、NTT東西のネットワークとは独立して構築さ れるべきであり、仮にNTTコムとNTTドコモのネットワークが一体化される場合であっても、累 次の公正競争条件を維持し、引き続き、一体化されたNTTコムとNTTドコモのネットワークは、 NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきである。」と示されたことは賛同するものの、 上述のとおり、禁止行為規制の対象事業者を含むネットワーク統合が直ちに禁止行為規制に抵触する ことを明確に示すべきと考えます。

【KDDI株式会社】

ワークが一体化される場合であって も、(略)引き続き、(略)NTT東西 のネットワークとは独立して構築さ れるべきである」としており、また、 「将来的には、(略) 固定網と移動網 のコア網の融合など、ネットワーク の在り方が変化していくことも想定 されており、そのような変化に対応 した規制の在り方等についても、検 討していく必要がある」としており ます。

意見O-1-4 NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を踏まえたNTT-体化の進展に対して、公正競争の確保のために、IOWN等の次世代 ネットワークに対する接続ルール同等のルールの適用が必要。

今回の日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。なお、NTT持株及びその傘下の各社 について区別せず言及する場合には単に「NTT」という。)による株式会社NTTドコモ(以下、「N TTドコモ」という。)の完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のた めには、以下の担保が必要です。

将来においても、光ファイバやコロケーション等に対する接続ルールを維持し、IOWN等 の次世代ネットワークに対しても接続ルール同等のルール適用

本報告書(案)で、「IOWNなど次世代のネットワーク構築に当たり、その設計上、光ファイバ等 の設備単体での提供や様々な機能単体での提供も含め、必要なアンバンドル等が不可能とならないよ うにすることはもとより、ネットワーク利用の具体的意思がある他事業者が必要な機器を調達した上 で、ネットワークを構築した事業者と同時に、サービスインが可能となるようにする必要がある。こ れまでの規律がなし崩しになることを避けるため、設計段階から必要な相互運用性を確保するための 基本的な原則を定めておくなどルールを事前に明確にするよう、あらかじめ議論していく必要があ る。」との方向性が示されたことに賛同いたします。

NTTによると、IOWNは、2024年の仕様確定、2030年の実現をめざして、研究開発が 進められている(※1)ことから、上記の事前ルールの議論については、仕様確定に反映できるように 進める必要があると考えます。

(※1) NTT R&D Website (https://www.rd.ntt/iown/0004.html)。2021年4月2日現在。

【KDDI株式会社】

○ いただいたご意見については、本 無 報告書案への替同のご意見として承 ります。

○ なお、本報告書案第4章3の「今後 の対応」においては、「ネットワーク を巡る環境変化を常に注視しつつ、 (略) ネットワークを巡る環境変化 に対応するための全体的な整理・検 討を行う場を設ける必要がある」と しております。

意見の一1-5 NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のために、接続ルールの運用等 に係る諸課題に対する措置及び累次の公正競争ルールに対する毎年の検証の実施が必要。

- 今回の日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。なお、NTT持株及びその傘下の各社 │○ いただいたご意見については、本 │ 無 について区別せず言及する場合には単に「NTT」という。)による株式会社NTTドコモ(以下、「N

報告書案への賛同のご意見として承

5

TTドコモ」という。)の完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のた めには、以下の担保が必要です。

接続ルールの運用、卸取引、グループ優遇等に係る諸課題に対し措置を講じるとともに、累 4. 次の公正競争ルールが損なわれていないか毎年の検証を実施

本報告書(案)において、電気通信市場検証会議(以下、「市場検証会議」という。)において、検 証の強化も含めて、既存ルール等の遵守状況などの検証を、可能な範囲で速やかに実施していく方針 が示されたことに賛同いたします。

なお、具体的な検証項目等については、更なる検討が必要だと考えます。

【KDDI株式会社】

ります。

○ なお、具体的な検証項目や検証に 必要なデータ等については、今後、市 場検証会議において検討を行ってい くことが適当と考えます。

意見〇一1一6 NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のために、3年後を目途とした 「NTTの在り方議論」の実施(ただし、毎年の検証で問題が生じた場合等には、直ちにNTTグループの在り方を含めた検討の実施)が 必要。

今回の日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。なお、NTT持株及びその傘下の各社 ○ いただいたご意見については、本 無 について区別せず言及する場合には単に「NTT」という。)による株式会社NTTドコモ(以下、「N TTドコモ」という。)の完全子会社化を踏まえたNTT一体化の進展に対して、公正競争の確保のた めには、以下の担保が必要です。

3年後を目途に"NTTの在り方議論"を実施。ただし、毎年の検証で問題が生じたり、N TTの一体化・統合が進展する等、今回の議論の前提が大きく変わることがあれば、直ちにNTT グループの在り方を含めて必要な検討を実施

本報告書(案)で、「これまでの考え方と同様に、毎年の市場検証会議等において、継続的に検証を 行い、個々の検証結果や市場環境の変化等を総合的に判断した上で、公正競争上の問題となり得る具 体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTT グループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要がある。」 との考えが示されたことに賛同いたします。

ただし、既存ルール等の個別検証のみではなく、今回のNTTドコモ完全子会社化による電気通信 市場への影響を総括する総論的な検証が必要だと考えます。

【KDDI株式会社】

報告書案への賛同のご意見として承 ります。

○ なお、検証の在り方については、N TTドコモの完全子会社化による影 響などの市場環境の変化による影響 も踏まえつつ、今後、市場検証会議に おいて検討を行っていくことが適当 と考えます。

意見O-1-7 NTTドコモの完全子会社化等を通じ、将来のBeyond5G(6G)やIOWN構想等に向けた研究開発力・サービス創出力の強化等を図ってい く考え。

当社は、NTT ドコモの完全子会社化等を通じ、将来の Beyond5G (6G) や IOWN 構想等に向けた研究 ○ いただいたご意見については、参 無 開発力・サービス創出力の強化等を図っていく考えです。

こうした取組みにより、以下の点において社会へ貢献してまいります。

✔ 世界で利用される情報通信機器・ソフトウェア・サービスを開発し、グローバルへの展開や情報

考として承ります。

通信国際標準への貢献を行うことにより、我が国の産業の国際競争力の向上に寄与。

- ✓ アフターコロナを見据え、デジタル化やスマート化の普及促進、地域社会・経済の活性化といっ た社会的課題の解決に貢献。
- ✔ 安心・安全な通信基盤を確保・整備し、事業継続性の向上、情報通信の災害時の強靭化、サイバ ーセキュリティの強化に取り組む。
- ✓より使いやすく、安価なサービス・料金の提供を通じて、情報通信産業の発展と顧客満足度の高 いサービスを実現。

【日本電信電話株式会社】

• 当社は、NTT グループの中核として、NTT コミュニケーションズや NTT コムウェアの能力活用等、 各社との連携の一層の強化を早期に実現し、サービス創出力・提供力の強化、通信ネットワーク の競争力強化を図ることで、多様化するお客さまニーズにトータルで応えられる存在へと変革し ていきます。

こうした取組みにより、

- ✓ より便利で使いやすいサービスをいち早く創出し、お客さまに提供
- ✓ 社会・産業のデジタル化・スマート化の実現を通じて社会課題の解決に貢献
- ✓ 次世代ネットワーク (6G・IOWN) の実現に向けた取組みを早期に強化し、ICT 産業の更なる発 展・国際競争力の向上に貢献

等をめざしていく考えです。

【株式会社NTTドコモ】

意見の一1一8 NTTドコモ完全子会社化とNTTコム等との連携強化により、NTT東西とNTTドコモやNTTコム等との関係は変わらず、NTT 東西は、引き続き公正競争条件を遵守するため、公正競争に与える影響はなく、漠然とした懸念に基づく新たな規制は不適当であり、NT TドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定すべきではない。

〈当社に対する規制について〉

今回、NTTドコモの完全子会社化等を契機とした公正競争上の懸念が挙げられ、NTTドコモを NTT東西の特定関係事業者に指定する必要があるとされていますが、今回のNTTドコモの完全子 会社化とNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、当社とNTTドコモやNTTコミュニ ケーションズ等との関係は変わるものではありません。

当社は、以下のとおり、引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響は ないと考えており、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NT Tドコモを当社の特定関係事業者に指定すべきではないと考えます。

- ✓ 当社が提供する光アクセス回線等に対しては、接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性を 確保するための厳格な接続ルールが課されています。
- ✓ これまで当社は、こうした接続ルールを踏まえ、接続約款の認可・公表、事業者要望に基づく 接続機能の拡充、網機能提供計画に基づく開発内容の事前開示、接続機能の手続き納期の報告、 加入ダークファイバ・コロケーション等の利用可能エリア・リソース等のタイムリーな情報開 示等、適正性・公平性・透明性の確保に努め、円滑な接続を実現してきたところです。
- ✓ また、相互接続以外においても、卸先事業者のご要望を踏まえつつ、光サービス卸をはじめと

○ 本報告書案第3章3(1)に記載の 無 とおり、

- NTTコムのネットワークをN TTドコモに一体化する場合に、 NTTドコモがNTTコムに代わ りNTT東西の県間伝送路の主要 な公募調達先となることが想定さ れ、その場合、調達元事業者と調達 先事業者間での役員兼任は公正な 公募調達制度の信頼性の観点から 不適切であること、
- NTTドコモに対し、NTT東西 が接続業務を通じて知り得た情報 を流用するリスクが存在すること から、

した事業者向けのサービスの提供やメニューの拡充を行うことで市場の活性化を図るとともに、光サービス卸については、提供条件を詳細に総務省へ報告する等、公正競争条件の確保にも取り組んできたところです。加えて、光サービス卸は、現在、市場環境等を踏まえた卸料金の追加値下げを検討しているところです。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

今回の報告書案では、NTT 東西に対する規制の強化や、市場検証会議における検証の強化を図るとされておりますが、当社としては、今回、NTT 東西に対する規制の強化を図る必要はなく、また、検証にあたっては、競争事業者や電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた情報収集・市場分析を行う必要があると考えます。

〈NTT 東西に対する規制について〉

今回、NTT ドコモの完全子会社化等を契機とした公正競争上の懸念が挙げられ、NTT ドコモを NTT 東西の特定関係事業者に指定する必要があるとされていますが、今回の NTT ドコモの完全子会社化と NTT コミュニケーションズ等との連携強化により、NTT 東西と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。

NTT 東西は、引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えており、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTT ドコモを NTT 東西の特定関係事業者に指定すべきではないと考えます。

【日本電信電話株式会社】

・ また、NTT東西によるNTTド コモに対する不当に優先的な取扱 い等のリスクも存在することも踏 まえ、

新たにNTTドコモをNTT東西の 特定関係事業者として速やかに指定 する必要があると考えます。

意見0-1-9 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適当。検証等に当たっては、競争事業者からも必要な情報を収集し比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要。また、市場検証会議において、旧来の各種規制等の必要性を検証し、必要性が乏しいものの廃止を要望。

〈市場検証会議における検証について〉

当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。

今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。

また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要になると考えます。

なお、市場検証会議において、現在の情報通信市場の実態や諸外国の規制等の動向に照らし、旧来 からの各種規制等の必要性を検証した上で、必要性が乏しくなっているものは規制等を廃止していた

○ 市場検証の強化に当たり、市場の 実態等を正確に把握するためには、 広く関係事業者等からデータを取得 しているように「対応可能な範囲で、 情報提供等に応じて」いただけること とは重要であると考えており、関係 事業者等におけるデータ提出へのご 協力を期待しております。また、「競 争事業者から必要な情報を収集し、 比較・検証する」ことや「電気通信事 業者以外の様々なプレイヤーも含め た市場分析」も必要であると考えます。 だきたいと考えます。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

今回の報告書案では、NTT 東西に対する規制の強化や、市場検証会議における検証の強化を図るとされておりますが、当社としては、今回、NTT 東西に対する規制の強化を図る必要はなく、また、検証にあたっては、競争事業者や電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた情報収集・市場分析を行う必要があると考えます。

〈市場検証会議における検証について〉

当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。

また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、NTT 東西・NTT ドコモだけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要になると考えます。

なお、市場検証会議において、現在の情報通信市場の実態や諸外国の規制等の動向に照らし、旧来からの各種規制等の必要性を検証した上で、必要性が乏しくなっているものは規制等を廃止していただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

• 今回の報告書案では、当社に対する規制、市場検証会議における検証の強化を図るとされておりますが、当社としては以下のように考えます。

〈市場検証会議における検証の強化について〉

- 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。
- ・ また、検証等にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要になると考えます。
- なお、市場検証会議において、現在の情報通信市場の実態や諸外国の規制等の動向に照らし、旧来からの各種規制等の必要性を検証した上で、必要性が乏しくなっているものは規制等を廃止していただきたいと考えます。

【株式会社NTTドコモ】

- 検証の内容や取得するデータの範囲については、市場環境の変化や公正競争上の課題の状況、事業者の負担等に応じて、随時見直していくことが適当であると考えます。
- 今後、市場検証を通じて、新たに公 正競争上の課題が明らかになるな ど、既存ルール等の見直しの必要性 が生じれば、速やかに、必要な検討を 行うべきと考えます。

意見O-1-10 変化の速い情報通信市場においては、規制は極力抑制的であるべきであり、NTTドコモに対する禁止行為規制の撤廃を要望。また、競

争激化等により、NTTドコモだけに競争優位性が認められる状況ではなく、NTTドコモだけに規制を課すことは不適当。

今回の報告書案では、NTT 東西に対する規制の強化や、市場検証会議における検証の強化を図るとされておりますが、当社としては、今回、NTT 東西に対する規制の強化を図る必要はなく、また、検証にあたっては、競争事業者や電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた情報収集・市場分析を行う必要があると考えます。

〈NTT ドコモに対する規制について〉

今回、第二種指定事業者の禁止行為規制について、競争環境の変化等を踏まえ、対象事業者・規律の内容の在り方を検討する必要があるとされていますが、変化の速い情報通信市場に迅速に対応しながら、自由かつ柔軟に事業展開や連携を行い、利用者利便の向上等を実現するためには、規制は極力抑制的であるべきであり、企業に対して萎縮効果を生じさせない仕組みとすることが重要であることから、NTT ドコモに対する禁止行為規制を撤廃していただきたいと考えます。

また、競争激化等により、NTT ドコモだけに競争優位性が認められる状況ではなくなっていること等を踏まえると、NTT ドコモだけに規制を課すことは適当ではないと考えます。

【日本電信電話株式会社】

• 今回の報告書案では、当社に対する規制、市場検証会議における検証の強化を図るとされておりますが、当社としては以下のように考えます。

〈当社に対する規制について〉

• 今回、第二種指定事業者の禁止行為規制について、競争環境の変化等を踏まえ、対象事業者・規律の内容の在り方を検討する必要があるとされていますが、変化の速い情報通信市場に迅速に対応しながら、自由かつ柔軟に事業展開や連携を行い、利用者利便の向上等を実現するためには、規制は極力抑制的であるべきであり、事業活動を萎縮させることのない仕組みとすることが重要であることから、当社に対する禁止行為規制を撤廃していただきたいと考えます。

【株式会社NTTドコモ】

○ 「意見3-2-42」に対する考え方 のとおり、具体的には、今後、市場検 証会議等において検討を行っていく ことが適当と考えますが、本検討会 議では、電気通信事業法(以下「事業 法」という。)第30条による事前規制 は、事業法第29条による事後規制と は別途必要であるとの意見があった ところです。

意見 O - 1 - 11 今後、N T T 再編成につながる事象が生じる場合、公正競争上の懸念に対して、N T T グループ各社の在り方を含め、事前に丁寧な議論を重ねるなどの対応が重要。

今般 NTT 持株が NTT ドコモを完全子会社化したことによる影響については、事後的に当該検討会議で検討しましたが、今後 NTT ドコモに NTT コムが移管されるような NTT の再編成につながる事象が生じる場合、公正競争環境の確保に生じうる懸念に対して、NTT グループ各社の在り方含め、事前に丁寧な議論を重ね対応を取ることが重要と考えます。

また、NTT グループや指定設備制度の在り方を議論する際においても、電気通信市場において、自己設置、接続、卸のそれぞれの事業者が存在することを念頭に、バランスよく公正な競争環境が確保されるよう留意いただくことが、引き続き重要と考えます。

○ いただいたご意見については、参 無 考として承ります。

○ 電気通信市場における公正競争確保のために、市場検証について、その内容を強化した上で、継続的に実施していく必要があると考えます。

【株式会社オプテージ】

意見 O - 1 - 12 公正で競争的な市場環境を整備するという目標を総務省と共有しており、今後、NTT再編が市場に与える影響を注視する。政策議論に 米国産業界が継続的に関われるような体制を築き、ルール形成における公正性及び透明性の確保を要望。

10

在日米国商工会議所(ACCI)は、総務省の公正で競争的な市場環境を整備するという目標を共有し ております。ACCI はこれからも、NTT 再編とそれが市場に与える影響を注視してまいります。貴省が 政策議論に際して、米国産業界が継続的に関われるような体制を築き、ルール形成において公正性お よび透明性が確保されることを慎んで要望します。

○ いただいたご意見については、本 無 報告書案への賛同のご意見として承 ります。

【在日米国商工会議所】

意見0-1-13 NTTコムをNTTドコモの子会社とすることは不適切。

>1 頁目

要約:NTT コムをNTT ドコモの子会社とするのは不適切と考える。

NTT コムを NTT ドコモの子会社とするのは不適切と考える。

同社は移動通信の会社というわけではなく、広く電気通信事業を行う会社であって、NTT ドコモの 配下にあるのは不適切であり、それよりも NTT 持株の直接の子会社となるのが適切なはずである。

NTT ドコモの子会社に NTT コムがなるというのは、絶対に反対である。

(NTT コムウェアについても同様であるが、もし NTT コムウェア (NTT データ (現在では SI 事業が 主な事業であるはずである。)と異なり、NTT グループ向けの事業を比率的により多く行っているとさ れているかと思われるが。)が行っている事業が、NTTドコモに関するものが多いのであれば一応許容 する(しかしおそらくそうではないはずである。NTT 持株又は NTT データの子会社となるのが適切で はないかと考える。)。)

(なお、NTT ドコモは、その個人情報保護に対する姿勢等からすると(法的に不適切な対応をする だけでなく、自ららの欲望を押し通すためであれば高等裁判所の裁判について違法な裁判が行われる ようにする事なども平気で行う事業者である。総務省も知っているかと思われるが(位置情報の履歴 が本人による個人情報開示請求で開示されない、というのは不適切であるはずであるが、NTT ドコモ はその違法行為が是認されるようにしたのである。)。)、不法な会社であると考えられるものである。 その様な事情もあるので、NTT コムが NTT ドコモの子会社となるのはより一層問題あるものとなると 考える。)

(なお、NTT 持株の直下に NTT コムが存在するようになるのは、総務省による NTT 持株の総合通信 基盤局事業政策課による管理がある事からも望ましい事と考える(同課は NTT 持株及び NTT 東西の運 営一般についての監督を行っているが、NTT ドコモを監督の対象とはしていない。)。

はっきり言ってしまうと、NTT ドコモは、自ららの利益や欲望のために、日本の通信を自ら寸断し てしまう事すら行いうる事業者であると思われる節がある存在であるが、国際通信という重要な分野 を扱っている事業者である NTT コムが NTT ドコモの配下となる事は、非常に危険性の高い国難の可能 性を増大するものと考えられるので、国・総務省はNTT コムについてはNTT 持株の配下となるよう監 督を行うべきであると考える。

NTT コムの事業については、NTT ドコモを通さずに監督・管理を行えるようにしておくべきである。 NTT ドコモがたとえ完全子会社化(これがいつまで続けられる予定なのか分からないが、そのうち に完全子会社ではなくなる可能性もあるのではないかと見る。まぁ近い間では完全子会社という形で あるのであろうが。)となるといっても、しかしそこで NTT ドコモが間に挟まれている事により、NTT

- いただいたご意見については、参 無 考として承ります。
- 電気通信市場における公正競争確 保のために、市場検証について、その 内容を強化した上で、継続的に実施 していく必要があると考えます。

コムに対しての不適切な管理の発生について総務省が手入れを行えない蓋然性はより高いので、NTT コムは NTT 持株が直接保有すべきであると考える。) 【個人7】

■はじめに

意見

考え方

提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無

意見0-2-1 公正有効競争条件は、法的な担保がなくとも遵守すべきものであり、法的な担保がないことをもって公正有効競争条件を遵守しなくても よいわけではないことを確認したい。

> また、旧NTTから分離した会社の統合・再編・一体化については、NTTグループの事業経営に大きく関わるものであり、公正競争へ の影響も大きいことから、公正競争条件を確保するため、NTT持株の事業計画認可の内容に含めて申請させるべき。

旧NTT(1999年のNTT再編成前の日本雷信雷話株式会社という。以下同じ。)の移動体業務 の分離時の公正有効競争条件の一つとして、「出資比率の低下」がある中で、NTT持株によるNTT ドコモに対する株式公開買付けが行われたところ、当該株式公開買付けの手続の終了後に公開の検討 を行うこととした理由の1つとして、「③出資比率の上昇を妨げる特段の法律上の制約がないこと」 が挙げられております。

しかしながら、公正有効競争条件は、法的な担保がなくとも遵守すべきものであり、法的な担保が ないことをもって公正有効競争条件を遵守しなくてもよいとの意味ではないことを確認させていた。 だきたい。

また、これまでに旧NTTからNTTドコモ、NTTコム、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会 社(以下、「NTTコムウェア」という。)、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTTデー タ」という。)を公正競争上の措置として分離したにも関わらず、その措置を反故にする組織統合・再 編・一体化が、「法律上の制約が無い」として許容されてしまうのであれば、制度設計自体に不備があ ったことを意味するものであり、また、今回のNTTドコモ完全子会社化は、競争市場に与える影響 が大きいにも関わらず、必要な検討が事前に行われず、事後的な検討とされました。

制度設計の不備を正すためには、公正競争上の措置として旧NTTから分離した会社の統合・再編・ 一体化に関して、総務省がNTT持株に対して、NTT持株の事業計画認可の内容に含めて申請させ るようにすべきと考えます。

また、申請された内容については、審議会等の場で公開の議論を行い、認可が妥当なのかどうかの 結論を得るとともに、認可にあたって公正競争上の措置が必要と判断される場合には、当該措置を講 じることを認可条件にすべきと考えます。

なお、事業計画に上記内容を含めることについては、以下の理由により、妥当であると考えます。

- 本報告書案第3章3(2)において 無 は、「改めて、それぞれの公正競争条 件について、条件の対象となる主体 がどの会社であり、当該会社にどの 条件が適用されるのかなどの整理を した上で、NTTグループ各社にお いて遵守されるよう、総務省におい て導守状況を継続的に検証していく などの対応を行う必要がある」とし ております。
- これを踏まえ、今後、総務省におい て、公正競争条件の遵守状況の検証 など、必要な対応を行っていくこと が適当と考えます。
- また、NTT持株の事業計画の認 可は、NTTの自主性を尊重しつつ、 その的確な事業運営を確保するた め、国の認可事項とされているもの であり、引き続き総務省において、日 本電信電話株式会社等に関する法律 第2条の業務や、第3条に定める責 務の遂行に影響を与えるか等を確認

2000年の電気通信審議会第一次答申では、「NTT法においては、ユニバーサルサービス確保、研究開発の推進普及等の観点から、これらに関する責務をNTT持株会社及び東・西NTTの適正かつ効率的な経営を確保するための諸規制(新株発行、事業計画、利益処分等に関する認可等)を課している」としていますが、一方で、NTT持株は、グループ利益の最大化という利潤動機によってNTT東・西の公共的な責務と対立する可能性があるため、特殊会社とされた経緯があります。

NTT持株及びNTT東・西が申請する事業計画の認可手続きは、NTT法第2条(事業)及び第3条(責務)の着実な遂行を図るために、設備投資計画、収支計画及び資金計画によって会社の経営の安定性が確保されているかを確認するだけでなく、例えば、NTT再編直前の1999年度事業計画の認可申請では、「公正な電気通信市場形成への寄与」などに努めることも事業計画においてコミットしており、それ以降、現在の2021年度事業計画に至るまで、公正競争条件を確保すること等を、NTT持株及びNTT東・西が事業経営を行うにあたってのベースの考え方として、事業計画の認可申請が行われています。

2021年度のNTT持株の事業計画の認可申請においても、「令和2年12月にNTTドコモを完全子会社化しており、NTTグループ全体の成長を通じて中長期的な発展に向けて取り組んでいく考えである。その取り組みにおいては、現行法の枠組みの下で公正競争条件を確保して進めていく考えである」としており、NTTグループの事業経営の前提として、公正競争条件を確保するとしています。

旧NTTから分離した会社の統合・再編・一体化については、NTTグループの事業経営に大きく関わるものであり、公正競争への影響も大きいことから、公正競争条件を確保するため、NTT持株の事業計画認可に含めることは妥当であると考えます。

【KDDI株式会社】

- するものと承知しており、必要に応じ、総務省において、事業計画の認可 についての検討がなされるものと承 知しています。
- なお、電気通信市場における公正 競争確保のためには、総務省におい て、事業法や公正競争条件など、既存 ルール等を引き続き厳格に運用して いくことが適当と考えます。

■第1章 検討の背景

1-1 NTTの組織の変遷

(該当意見なし。)

1-2 公正競争確保のための制度整備等

(該当意見なし。)

1-3 電気通信市場を取り巻く環境の変化

(該当意見なし。)

1-4 NTTドコモ完全子会社化

 意見
 考え方
 を踏まえ

 た案の修

		正の有無
意見1-4-1 NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化について賛成。		
>9頁	○ 「意見0-1-13」に対する考え	無
>4. NTTドコモ完全子会社化等	方のとおりです。	
NTT ドコモの NTT 持株による完全子会社化については賛成である。(なお、これを期に、NTT ドコモは		
完全に心を入れ替えてもらいたいと考える。不法な振る舞いをするのはいい加減に止めるべきであ		
る。)		
しかし、上記のとおり、NTT コムは NTT ドコモの配下にあるよりも、NTT 持株が直接保有するのが適切		
なものであるので、その部分については現在の予定に反対である。		
NTT コムは NTT 持株が直接保有するようにしていただきたい。		
(なお、NTT コムの強化については、NTT 持株の配下であっても行えない事は無いのではないかと考え		
る。)		
【個人7】		

■第2章 公正競争確保に係る課題

意見	考え方	提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無
意見2-1 NTTドコモ完全子会社化に伴う懸念として「各種規制遵守のインセンティブが薄れ」		を 遵守する」
とのNTT持株の主張のみを報告書に記載することはバランスを欠き不適切であるため、		
競争事業者から提起されている公正競争上の懸念や課題が 4 つに分類されていますが、NTT ドコモ	│○ ご意見を踏まえ、以下のとおり、	有
殿の完全子会社化に伴う懸念としては、大前提として「接続規制・行為規制等、各種規制遵守のイン	報告書案12頁を修正します。	
センティブが薄れ、NTT グループ最適化のみを志向しやすくなる」(第3回検討会議における弊社説明		
資料 p. 14) という NTT グループ間の関係性の変化があります。これは、「今後とも各種法令等を遵守し	本検討会議では、(略)意見を聞い	
ていくことから、公正競争条件の確保に支障が生じることはない」(報告書案 255 行目)という NTT 持	た。 <u>その際、N T T グループの一体運</u>	
株殿の主張に対する反論です。	営が進展し、N T T グループの利益最	
すなわち、「各種法令等を遵守する」と主張する NTT 持株殿に対し、「各種規制遵守のインセンティ	大化を志向しやすくなるとの懸念等	
ブが薄れ」ると弊社は主張しており、このような議論がなされたところ、前者の NTT 持株殿の主張の	が挙げられたほか、様々な課題が提起	
みを報告書に記載することはバランスを欠き適切ではないと考えます。	<u>された。</u> これらを通じて、N T T 以外	
したがって、下記のとおり下線部を追記いただきたいと考えます。	の事業者等(以下「他事業者等」とい	
	う。) から提起されている公正競争上	
【修正案】	の懸念や課題は、(略)	
これらを通じて、NTT以外の事業者等(以下「他事業者等」という。)から提起されている公正競		
争上の懸念や課題は、 <u>前提・共通的な懸念として、NTTグループ各社において接続規制・行為規制</u>		

等、各種規制遵守のインセンティブが薄れ、NTTグループ最適化のみを志向しやすくなるという点		
が挙げられた。その上で、①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題、②NTTドコモとNTT		
コムの関係に係る課題、③その他公正競争確保に係る課題、④将来的なネットワークの統合等に伴う		
課題に分類できる。		
【ソフトバンク株式会社】		
意見2-2 既存ルール等に基づき現在は公平性が担保されているが、今後は公平性への懸念があり、	引き続き公正競争が担保されるよう要	望。
既存ルール等に基づき現在は公平性が担保されておりますが、特に今後は公平性への懸念があると	○ いただいたご意見については、参	無
考えており、引き続き公正競争が担保されるようにしていただきたいと存じます。	考として承ります。	
【楽天モバイル株式会社】	○ 電気通信市場における公正競争	
	確保のために、市場検証について、	
	その内容を強化した上で、継続的に	
	実施していく必要があると考えま	
	す。	

■第3章 各課題についての検討

3-1 現行制度の状況

(該当意見なし。)

- 3-2 各課題の対応の方向性
 - ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題
 - (a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念

意見	考え方	提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無
意見3-2-1 NTT東西の特定関係事業者として、NTTドコモを新たに指定することに賛同。		
<制度の在り方における対応の方向性>	○ いただいたご意見については、本	無
新たにNTTドコモをNTT東・西の特定関係事業者に指定することに賛同いたします。	報告書案への賛同のご意見として	
【KDDI株式会社】	承ります。	
本報告書案のとおり、新たに株式会社 NTT ドコモ(以下、「NTT ドコモ」)殿を特定関係事業者に指定		
することに賛同します。		
【ソフトバンク株式会社】		
意見3-2-2 NTTドコモ完全子会社化とNTTコム等との連携強化により、NTT東西とNT	TドコモやNTTコム等との関係は変わ	らず、NT

T東西は、引き続き公正競争条件を遵守するため、公正競争に与える影響はなく、漠然とした懸念に基づく新たな規制は不適当であり、

NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定すべきではない。

- 今回のNTTドコモの完全子会社化とNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、当社 とNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。
- 当社は引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えてお り、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTTドコモを当 社の特定関係事業者に指定すべきではないと考えます。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

- ・ 今回の NTT ドコモの完全子会社化と NTT コミュニケーションズ等との連携強化により、NTT 東西 と NTT ドコモや NTT コミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。
- NTT 東西は引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考え ており、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTT ドコモを NTT 東西の特定関係事業者に指定すべきではないと考えます。

【日本電信電話株式会社】

- 今回の完全子会社化および NTT コミュニケーションズ等との連携強化により、当社と NTT 東西と の関係は変わるものではありません。
- 現に、公正競争確保の観点で問題となる事案は発生していない状況下において、漠然とした懸念 に基づき、新たな規制を設けることは適当ではないことから、今回、当社を NTT 東西の特定関係 事業者に指定すべきではないと考えます。

【株式会社NTTドコモ】

意見3-2-3 NTTドコモ完全子会社化という状況変化を踏まえ、NTT東西におけるローカル5G無線局免許の扱いの是非について改めて検証を 行うべき。また、NTT東西のローカル5Gに関する懸念にかかる意見の追記を要望。

日本ケーブルテレビ連盟は、1月14日に開催された第3回検討会議において、「NTT 東・西における ローカル5G無線局免許の扱い」について以下の意見を述べたところである。

現在、地域通信網で市場支配的な立場にある NTT 東・西について、一定の条件下で、ローカル 5 G の 無線局免許を取得することが認められている。

しかし、NTTドコモが完全子会社化されることで、

- ・ NTT 東・西のローカル 5 G 設備とドコモの全国 5 G 設備の一体的な構築や設備の共用
- ・ NTT 東・西のローカル 5G や、NTT ドコモの全国 5G に関する設備情報の共有

などが行われ、NTT 東・西が競争事業者よりも優位にローカル5Gのネットワークを構築できるような ることや、NTT 東・西とドコモが一体的に5Gを提供することが懸念される。

このため、NTT 東・西によるローカル5Gの無線局免許の扱いについて再検証が必要である。

本意見については、1月28日の第4回検討会議参考資料2「競合事業者からの主な意見」や2月 16 日の第5回検討会議 参考資料2「関係事業者等からの主な意見」において、弊連盟からの意見と して記載されたものの、「NTT 東・西におけるローカル 5 G 無線局免許の扱い」について、検討会議に おいて実質的な議論が行われることなく、「NTT 東・西におけるローカル5G 無線局免許の扱いを変更

○ 本報告書案第3章2①(a)の「対 有 応の方向性 に記載のとおり、市場 検証会議において、「NTT東西の ローカル5G事業における実態を 調査するため、NTT東西とNTT ドコモ・NTTコムとの連携状況等 を確認する」などの検証を実施する ことが考えられます。

「意見0-1-8」に対する考え

方のとおり、新たにNTTドコモを

NTT東西の特定関係事業者とし

て凍やかに指定する必要があると

考えます。

○ また、ご意見を踏まえ、関係事業 者等の意見として、修文意見のとお り、報告書案24頁に追記します。

16

しないことが適当」という結論も明示的に出されていない状況である。

NTT 東・西におけるローカル 5 G 無線局免許の扱いを認めた時点から、「NTT 持株による NTT ドコモ の完全子会社化」という状況の変化があったことを踏まえ、改めて、「NTT 東・西におけるローカル5 G無線局免許の扱いの是非」について検証を行うべきである。

なお、「NTT東西のローカル5Gに関する懸念」の具体例として、第3回検討会議におけるCAT V連盟の意見を関係事業者等の意見として、報告書に盛り込んでいただくようお願いします。

<修文意見(ハイライト・太字・下線が追記箇所)>P23 「ケ」の後などを想定

コ NTT 東西のローカル 5 G 設備と NTT ドコモの全国 5 G 設備の一体的な構築や設備の共用、設備 情報の共有が行われることが懸念(NTT 東西によるローカル 5 G の無線局免許の扱いについて再 検証が必要)(CATV連盟)

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

意見3-2-4 「NTT東西のローカル5G事業における実態を調査するため、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況等を確認する」 との対応の方向性に替同。

市場検証会議等の場で、NTT東西が競争事業者よりも優位にローカル5Gのネットワークを構築していないか、検証を要望。

① 検討会議で意見を述べたとおり、Sub6 のローカル 5G の周波数 (4.6-4.9GHz) とドコモに割り当 │ ○ いただいたご意見については、本 │ 無 てられている 4.5GHz 帯 (4.5-4.6GHz) は隣接しており、技術的には、ドコモの 5G 設備をローカル 5G の帯域にも対応させることが可能です。このため、NTT 東・西が競争事業者よりも優位にローカ ル5Gのネットワークを構築できるようなることや、NTT 東・西とドコモが一体的に5Gを提供する ことを懸念しています。

報告書案に記載された「NTT東西のローカル5G事業における実態を調査するため、NTT東 **西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況等を確認する**」との記載は、弊連盟の意見に沿ったも のであり、**対応の方向性に賛同**いたします。

② 報告書案に記載された対応の方向性を踏まえ、市場検証会議等の場で、NTT東西のローカル5 G事業における実態を調査し、NTT 東・西が競争事業者よりも優位にローカル5G のネットワーク を構築している実態がないないか検証いただくことを要望します。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

報告書案への賛同のご意見として 承ります。

○ ローカル5Gについては、本報告 書案第3章2①(a)の「対応の方向 性」に記載のとおり、市場検証会議 において、「NTT東西のローカル 5 G事業における実態を調査する ため、NTT東西とNTTドコモ・ NTTコムとの連携状況等を確認 する」などの検証を実施することが 考えられます。

意見3-2-5 一般コロケーションや局舎スペースの利用状況に関する検証強化に賛同。なお、検証の対象については報告書案に記載の範囲よりも拡 大すべき。また、利用状況の検証だけではなく、相対取引等の契約書等の確認も必要。

<検証の在り方における対応の方向性>

■一般コロケーション・局舎スペースの利用に関する検証

既存ルール等の遵守状況に関する市場検証会議等における検証に関して、具体的に強化すべき点と して、NTT東・西による不当に優先的な取扱い等の有無等の確認のため、「一般コロケーションや局 舎スペースの利用に関して検証するため」「NTT東西の局舎について、一般コロケーションを含め

- いただいたご意見については、本 無 報告書案への賛同のご意見として 承ります。
- スペースや電力のリソースがD ランクとなっているビルは、あくま

た、NTTグループ各社及び他事業者からの申込みへの対応状況のデータをNTT東西から取得し、 そのデータに基づき検証を行う。」ことに賛同いたします。

なお、例示として、スペースや電力のリソースがDランク(空きなし)となっているビルのみが検証対象であるかのような記載となっておりますが、残リソースの少ないCランク等についても同様に不当に優先的な取り扱い等が行われるおそれがあることから、まず、優先的にDランクを対象として検証を行い、順次、検証の対象をCランク等に拡大していくべきと考えます。

また、NTT東・西による一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して不当に優先的な取扱い等が行われていないかを検証する上で、利用状況の検証だけでは、明確に不当に優先的な取扱いが行われているかどうかまでは検証できないため、相対取引等の契約書等についても、あわせて確認を実施することが必要です。

なお、これらのサンプリングによる実態調査により不適切な事例を把握した場合は、是正措置を講じるとともに、他の局舎でも同様に不適切な行為が行われていないか徹底した全件調査を実施する必要があると考えます。

【KDDI株式会社】

NTT 東西殿の局舎における義務コロケーションのみならず一般コロケーションを含め、局舎スペースの利用に関して検証を行うとする本報告書案に賛同します。

ただし、検証の範囲については、次の理由により少なくとも C ランクとされている局舎を含めるとともに、設備増強の検討状況等も対象とする必要があると考えます。

- 接続事業者は、迅速なサービス提供や基地局展開等の観点から、D ランクとなっている局舎についてはそもそも設備設計の検討対象から除外する等、利用申込みや各種要望を行わないことが多々あること。
- 「一般コロケーションなど相対取引においてNTTドコモを優先的に取り扱う懸念や、NTTドコモの接続機能要望等を優先したり、フレキシブルファイバを有利な料金で提供したりするなど、ネットワーク構築面でNTTドコモを優先的に取り扱う懸念も提起されている。また、接続にかかる事前調査申込等の手続においてNTTドコモを優先的に取り扱う懸念も提起されている」(本報告書案 571 行目)との記載のとおり、設備増強の要望について NTT グループ各社に対し不当に優先的な取扱い等がなされる場合、実質的な競争事業者排除につながるおそれがあること。
- NTT 東西殿が公社時代からの資産である局舎リソースを NTT グループ内企業の事業用途に転用することを優先する等、競争事業者の通信設備設置のための局舎リソースの枯渇につながる行為を通じ実質的な競争事業者排除が可能な構造となっており、公正競争環境確保のためには局舎リソースの転用ルールの整備が必要と考えられ、少なくとも、局舎スペースや電力リソースが枯渇(D ランク相当)または枯渇しようとしている局舎(C ランク相当)について、局舎リソースの利用状況が適切かどうか検証することが必要であること。

以上を踏まえ、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。

で検証対象の例示であり、具体的な 検証項目や検証に必要なデータ等 については、今後、市場検証会議に おいて検討を行っていくことが適 当と考えます。

○ また、全件調査の実施について は、多大なコストがかかることが想 定されるため、検証のために必要な データに絞ることが適切と考えま す。

【修正案】

一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して検証するため、スペースや電力のリソースが C ランク以下となっているビルの中で任意に抽出したNTT東西の局舎について、一般コロケーション を含めた、NTTグループ各社及び他事業者からの申込みへの対応状況、局舎利用状況や設備増強の 検討状況等のデータをNTT東西から取得し、そのデータに基づき検証を行う。

【ソフトバンク株式会社】

意見3-2-6 5G時代に向けて一層需要が高まる光ファイバやコロケーション設備についてのNTTグループ優遇の懸念や、NTTグループの要望 を優先した設備投資や設備増強の実施の懸念があるところ、事業法第31条により対応はされていないことを明確にする追記を要望。

5G 時代に向けて一層需要が高まる光ファイバ(回線・収容設備等)やコロケーション設備(局舎スペ ース・電力設備容量等)において、NTT グループに関連する利用申請や手続きが優遇される懸念や、NTT グループ内の要望を優先した設備投資や設備増強が実施される懸念があります。

上記のような事例についても同様に事業法第31条による対応はされておらず懸念があることを明 確にすべく、次の修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。

【修正案】

義務コロケーションや光ファイバ等の電気通信役務の提供に関する手続きや契約の締結の取次等の 業務の受託、接続事業者からの設備投資・設備増強の要望においてNTTドコモを優先的に取り扱う など、(以下略)

【ソフトバンク株式会社】

- ご指摘の箇所は、「電気通信業務 | 無 に関連した周辺的な業務に関して 提起されているような懸念」の例示 として記載したものであり、そうし た懸念も踏まえ、本報告書案第3章 2 ①(a) の「対応の方向性」におい ては、「新たにNTTドコモを特定 関係事業者に指定する必要がある」 としております。
- また、「NTT東西がNTTドコ モを優先的に取り扱う懸念に関し ては、今後、具体的な問題がないか についての検証を強化し、問題が認 められれば、それを踏まえ、既存ル ール等の見直しについて検討すべ きである」としており、ご指摘の懸 念については、その中で検証される べきものと考えます。

意見3-2-7 「禁止行為規定遵守措置等に関する報告」の粒度・範囲・報告内容の充実化とともに、遵守のために講じている具体的な措置・根拠等 の報告の義務づけが必要。

「不当に優先的な取扱い等が行われた場合にその影響が現れるであろう各種指標(局舎利用への申 込みへの対応、接続機能要望への対応等)などの客観的なデータに基づいた検証が十分にできていな いという課題がある」のは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」) 殿から毎年度報告されている、「電気通信事業法第31条第8項の規定に基づき、同法第31条第2項、 第3項及び第6項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況の報告」(以下、「禁止行為規定 遵守措置等に関する報告」)の内容が不十分であることに起因するものと考えます。

したがって、禁止行為規定遵守措置等に関する報告の粒度・範囲・報告すべき内容の充実化ととも に、遵守のために講じている具体的な措置・根拠等も報告を義務づけることが必要と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

- 禁止行為規制の遵守状況等の検 無 証強化については、今後、市場検証 会議において検討を行っていくこ とが適当と考えます。
- ご意見にある禁止行為規定遵守 措置等に関する報告内容に加え、市 場検証の強化のため、広く事業者の 協力を得てデータを取得していく 必要があると考えます。

意見3-2-8 NTT東西における各種手続の事業者間の差異に関する精緻な検証のためには、平均日数だけでなく最大値、最小値、中央値、最頻値 等に基づく比較が必要であり、制度に照らし外形上問題がないように見えても、接続事業者向けの情報開示より前にNTTグループ内に 優先的に情報を共有する等、実質的な公平性が確保されないおそれがあるところ、検証を有効なものとするために追記を要望。

NTT 東西殿における各種手続の事業者間の差異に関する精緻な検証のためには、平均日数のみでは 〇 電気通信市場における公正競争 無不十分であり、最大値、最小値、中央値、最頻値等に基づき比較を行う必要があります。 確保のために、市場検証について、

また、制度に照らし外形上問題がなく見えたとしても、コロケーションに係る局舎リソースやダークファイバについては、NTT 東西殿における接続事業者向けの情報開示より前に NTT ドコモ殿を含む NTT グループ内に優先的に情報を共有する等、実質的な公平性が確保されないおそれがあります。

したがって、検証を有効なものとするためにも、次の修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。

【修正案】

NTT東西における各種手続(加入光ファイバ、中継光ファイバのほか、主要なサービス卸先事業者との光サービス卸に係る手続が想定される。)について、事業者側の対応状況の違い等も考慮しつつ、可能な範囲でNTTグループ各社に対する手続のリードタイムと他事業者に対する手続のリードタイムの最大値、最小値、中央値、最頻値、平均日数を比較するなどして検証する。

また、NTT東西におけるコロケーションや光ファイバに関する設備情報の開示について、設備状況の変化から開示までのリードタイムや開示プロセスについて検証する。

【ソフトバンク株式会社】

- 電気通信市場における公正競争 確保のために、市場検証について、 その内容を強化した上で、継続的に 実施していく必要があると考えます。
- 手続のリードタイムの平均日数 の比較は、あくまで検証内容の例示 の1つであり、具体的な検証項目や 検証に必要なデータ等については、 今後、市場検証会議において検討を 行っていくことが適当と考えます。

意見3-2-9 接続料の算定等に関する研究会における卸の在り方や卸制度に関する議論の継続に加え、少なくとも、卸市場・卸単価・卸原価・再卸 等の実態把握に向け、電気通信市場検証会議においてデータ収集及び検証を強化する必要。

光サービス卸等の既存ルールについては「グループ内で内部相互補助が行われていないかという観点から、各グループ各社間におけるグループ内取引の実態等について、定量的なデータに基づいた検証が十分にできていないという課題がある」(本報告書案 970 行目)との記載のとおり、現時点において検証が不十分とされている上、今回の NTT ドコモ殿の完全子会社化により光サービス卸等を通じた内部相互補助の懸念はより高まったところです。

したがって、「接続料の算定等に関する研究会」における卸の在り方や卸制度に関する議論の継続に加え、少なくとも、卸市場・卸単価・卸原価・再卸等の実態把握に向け、電気通信市場検証会議(以下、「市場検証会議」)にてデータ収集及び検証を強化する必要があると考えます。

【ソフトバンク株式会社】

- 電気通信市場における公正競争 無確保のために、市場検証について、その内容を強化した上で、継続的に実施していく必要があると考えます。
- 既存ルールの遵守状況等の検証 強化については、今後、市場検証会 議において検討を行っていくこと が適当と考えます。

意見3-2-10 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適当。

- ・ 当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。
- 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、

○ 「意見0-1-9」に対する考え | 無 方のとおりです。 情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大 することは適当ではないと考えます。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

- NTT 東西・NTT ドコモは、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められて いないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務 省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。
- NTT 東西・NTT ドコモとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、 検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対 応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目 を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。

【日本電信電話株式会社】

- ・ 当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含 めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会 議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。
- 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必 要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、 情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大 することは適当ではないと考えます。

【株式会社NTTドコモ】

意見3-2-11 光サービス卸料金の在り方については、既に接続料の算定等に関する研究会において議論されており、現在、市場環境等を踏まえた卸 料金の追加値下げを検討しているところ。

- ・ 光サービス卸料金の在り方については、既に「接続料の算定等に関する研究会」において、当社か │○ いただいたご意見については、参 │ らの報告等を基に議論されているところです。
- なお、先に開催された「接続料の算定等に関する研究会(第42回)」において言及したとおり、光 サービス卸は、現在、市場環境等を踏まえた卸料金の追加値下げを検討しているところです。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

意見3-2-12 賛同。今後、NTTドコモが優先的に取り扱われる現象や問題が発生したならば検討すべき。

替同致します。既存ルール等に基づきこれまでは NTT 東西による公平性が担保されているものと考 | えておりますが、今後の懸念として NTT ドコモ殿が優先的に取り扱われる現象や問題が発生したなら ば、検討すべきと考えております。

【楽天モバイル株式会社】

○ いただいたご意見については、本 無 報告書案への賛同のご意見として 承ります。

考として承ります。

○ 今後、市場検証を通じて、新たに 公正競争上の課題が明らかになる など、既存ルール等の見直しの必要 性が生じれば、速やかに、必要な検 討を行うべきと考えます。

意見3-2-13 賛同。手続や工事のリードタイムにおける公平性の検証では、経年での比較や、光コラボ事業者も含めた主要な事業者毎の比較、都道 府県毎の比較も必要。

- ・第三章 2-①についての関係事業者各社の意見と対応の方向性に賛同致します。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため在宅時間が増加したこと等によるトラフィックの大幅な増加に対応するため、通信事業者が取り組む品質維持のための設備増設は、これまで以上に遅れが許されない状況です。設備増設には中継 DF やコロケーションなどの設備を借用して行う必要がある事から、その手続きや工事のリードタイムはより一層の迅速性及び公平性が求められると考えます。
- ・また、特に加入ダークファイバにつきましては、提供時期回答の遅れや工事稼働枠が取り辛いなどの状況が発生しており、最近では以前よりも工事納期が遅れる案件が増加している事から、お客様からの苦情も多く発生しております。
- ・NTT 東西殿の工事全般が遅延気味であるのか、又は事業者間で何かしらの差があり遅れているのか、その実態については他事業者が知る事はできません。公平性の検証につきましては、経年でのリードタイムの比較も含めて行う必要があり、その際に接続と NTT 利用部門殿との比較だけではなく、光コラボレーション事業者も含めた主要な事業者毎の比較、都道府県毎の比較も含めて行う必要があると考えます。

【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】

- いただいたご意見については、本 無 報告書案への賛同のご意見として 承ります。
- NTT東西における各種手続の リードタイム等の検証も含め、具体 的な検証項目や検証に必要なデー タ等については、今後、市場検証会 議において検討を行っていくこと が適当と考えます。
- なお、工事のリードタイムの遅延 など、利用者に影響を与えるような 個別の事案については、必要に応 じ、総務省において状況を把握し、 対応を検討することが適当と考え ます。

意見3-2-14 「NTT東西からの禁止行為規定遵守措置等に関する報告」について、納期に着目した手続のリードタイムのデータを開示し、事業者 自らが不当な取扱いをされていないかを確認する為の指針として活用できることが必要。

・総務省のウェブサイトで公表している「NTT 東西からの禁止行為規定遵守措置等に関する報告」について、納期に着目した手続き(工事)に関するリードタイムに関するデータ部分はマスクされ非開示となっておりますが、これを事業者へ開示し、事業者自らが不当な取り扱いをされていないかを確認する為の指針として活用できる事が必要と考えます。

【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】

- 事業者から報告を受けたデータ 無については、事業者間の公平な取扱いが確保されているかを確認するために、総務省や市場検証会議の構成員など第三者において検証するとともに、事業者自らが状況を確認し、事業者間での協議を積極的に行っていくことは重要です。
- その観点からは、事業者の正当な 利益を害するおそれのない範囲に おいて、可能な限りデータを公表又 は事業者向けに開示していくこと を検討することが適当であると考 えます。

意見3-2-15 卸料金の在り方だけではなく、工事のリードタイム等についても総務省研究会での検討が必要。

・卸料金の在り方だけではなく、工事のリードタイム等についても総務省研究会での検討が必要と考えます。

【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】

○ NTT東西における各種手続の リードタイム等についても、必要に 応じ、総務省において検証を実施 し、問題が認められれば、必要な対 応の検討を実施することが適当と

無

	考えます。	
意見3-2-16 NTTコムとNTTドコモとの関係変化により、NTTコムによる通信がNTTドコ	コモに不適切に取得・利用されないか不	安。
>23 頁における NTT 持株からの意見について	○ いただいたご意見については、参	無
NTT コムの NTT ドコモ子会社化によっては、NTT コムと NTT ドコモとの関係に変化が生じていくと	考として承ります。	
思われるのであるが、その記述が無い。	○ なお、本報告書案第3章②(a)及	
市民としては、NTT コムによる事業による通信が NTT ドコモに不適切に取得・利用されないか不安	び(b)において、NTTドコモ及び	
である。(また、個人情報の扱いについて、NTT ドコモが NTT コムに不適切に影響力を及ぼさないか不		
安である。不法な自ららの基準に NTT コムを合わせようとしたりするのではないかという疑いを持	への対応の方向性について記載し	
つ。)	ています。	
【個人7】		

(b) NTT東西の有する情報の目的外利用の懸念

新たにNTTドコモをNTT東・西の特定関係事業者に指定することに賛同いたします。	コモやNTTコム等との関係は変わ した懸念に基づく新たな規制は不適	
	股告書案への賛同のご意見として はります。 コモやNTTコム等との関係は変わ た懸念に基づく新たな規制は不適 「意見0-1-8」に対する考え	らず、NT 当であり、
新たにNTTドコモをNTT東・西の特定関係事業者に指定することに賛同いたします。	股告書案への賛同のご意見として はります。 コモやNTTコム等との関係は変わ た懸念に基づく新たな規制は不適 「意見0-1-8」に対する考え	らず、NT 当であり、
【KDDI株式会社】 承 意見3-2-18 NTTドコモ完全子会社化とNTTコム等との連携強化により、NTT東西とNTTドコモ東西は、引き続き公正競争条件を遵守するため、公正競争に与える影響はなく、漠然としいてTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定すべきではない。 ・ 今回のNTTドコモの完全子会社化とNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、当社 ○とNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。 方はといるといるとのではありません。 方はは引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えており、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTTドコモを当 でき	*ります。 コモやNTTコム等との関係は変わった懸念に基づく新たな規制は不適 「意見0-1-8」に対する考え	当であり、
意見3-2-18 NTTドコモ完全子会社化とNTTコム等との連携強化により、NTT東西とNTTドコー	コモやNTTコム等との関係は変わ した懸念に基づく新たな規制は不適 「意見0-1-8」に対する考え	当であり、
 T東西は、引き続き公正競争条件を遵守するため、公正競争に与える影響はなく、漠然とし NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定すべきではない。 ・ 今回のNTTドコモの完全子会社化とNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、当社 とNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。 ・ 当社は引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えてお り、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTTドコモを当 	ンた懸念に基づく新たな規制は不適 「意見0-1-8」に対する考え	当であり、
NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定すべきではない。 ・ 今回のNTTドコモの完全子会社化とNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、当社 ○ とNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。 方の 当社は引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えてお N り、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTTドコモを当 て	「意見 0 - 1 - 8」に対する考え	
・ 今回のNTTドコモの完全子会社化とNTTコミュニケーションズ等との連携強化により、当社 ○ とNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。 方の 当社は引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えてお N り、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTTドコモを当 てき		無
とNTTドコモやNTTコミュニケーションズ等との関係は変わるものではありません。 方の 当社は引き続き公正競争条件を遵守していくことから、公正競争に与える影響はないと考えてお り、漠然とした懸念に基づき、新たな規制を設けることは適当ではなく、今回、NTTドコモを当 て		無
社の特定関係事業者に指定すべきではないと考えます。	TT東西の特定関係事業者として速やかに指定する必要があるとうえます。	

<制度の在り方における対応の方向性>

一方、NTT東・西及びNTTドコモ間の社員の在籍出向については、「<u>これまで公正競争条件に反した在籍出向が行われた事実は確認できていないことから、新たにその禁止の根拠を法</u>律に定めるこ<u>とまでは要さない。</u>」とされていますが、「事実は確認できていない」ことは、法的な担保を要さない理由にはならないと考えます。

今般のNTT持株によるNTTドコモの完全子会社化に際して、NTT持株は、"法制度上の問題はない"として、過去のNTTドコモ分離に係る公正競争条件の「完全民営化」「出資比率の低下」を一方的に反故にしました。これは、NTTが将来に渡って公正競争条件を遵守する保証がなくなったこと、現在の公正競争条件は法的に担保しないと遵守されないことをNTT自ら行動で示したものであり、「おそれ」ではなく、「現に生じた問題」として必要な措置を取るべきと考えます。

また、出向形態は、転籍・在籍どちらにおいても、人事交流を通じた事業戦略・営業戦略・設備情報等の共有が競争阻害につながらないかの観点で検討が必要であり、特に、兼務出向については、例えば、NTTドコモの業務を行いながら、NTT東・西の設備部門の業務も行うことは、競争阻害の懸念が非常に大きいと考えられることから、特定関係事業者制度で在籍出向も禁止する等、法的に担保する必要があると考えます。

【KDDI株式会社】

意見3-2-20 NTT東西における情報の目的外利用の有無の検証についての方向性が示されたことに賛同。NTT東西から十分な情報が得られない場合等は、海外の事例等も参考にし、更なる構造的措置の検討が必要。

<検証の在り方における対応の方向性>

■NTT東・西における情報の目的外利用の有無の検証

既存ルール等の遵守状況に関する市場検証会議等における検証に関して、具体的に強化すべき点として、「NTT東西による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用が行われていないかを検証する上で、例えば、当該情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況の詳細について、非公開情報も含めてNTT東西からヒアリングするための非公開会合を市場検証会議において設け、NTT東西と市場検証会議の構成員との間で質疑応答を行う機会を設けることが考えられる。その際、NTT東西側の必要に応じて、NTT東西と市場検証会議の構成員との間で、秘密保持契約(NDA)の締結を行うことも考えられる。また、非公開会合における検証プロセスの透明性を確保する観点から、検証プロセスの詳細までは公開できないにしても、可能な範囲でヒアリング項目や検証結果の概要の公表などを行うことも考えられる。」との方向性が示されたことについて、賛同いたします。

守秘義務契約の締結等による市場検証会議の検証強化は、直ちに行うべき対応策であると考えますが、仮に、NDAを締結したとしても、NTT東・西から十分な情報が得られない場合等は、海外の事例等も参考にし、更なる構造的措置を検討することが必要と考えます。

○ いただいたご意見については、本 無 報告書案への賛同のご意見として 承ります。

○ 海外の事例等も参考にし、例えば、NTT東西の中に第三者機関を設けて検証を行うこととした場合、本報告書案第3章2①(b)の「対応の方向性」に記載のとおり、「第三者機関を新たに設けるには一定のコストが生じると考えられることから、現在の市場検証会議における検証方法を見直し」ていくことが適当と考えます。

【KDDI株式会社】

意見3-2-21 NTT東西における機能分離の監査の強化について、報告書(案)の措置内容が十分なのか等、改めて議論を行い、議論の結果を報告 書に反映することが必要。今後の検証においては、NTTグループの在り方を含めて必要な検討の推進を図ることが必要。

<検証の在り方における対応の方向性>

■NTT東・西における情報の目的外利用の有無の検証

○ 「意見0-1-1」に対する考え 有 方のとおりです。

NTT東・西の設備部門の機能分離の適正性に対する監査の強化については、「NTT東西に第三者 機関を設けたとしても、現在の市場検証会議における検証と同程度の内容の検証が行われるのみであ れば、現在の検証と変わるところはなく、また、第三者機関を新たに設けるには一定のコストが生じ ると考えられることから、現在の市場検証会議における検証方法を見直し、より効果的な検証とする ことが適当と考えられる。」との考えが示されていますが、今般のNTT持株等と総務省の関係におい て判明した事案等により"行政の公正性"に疑義が生じたことを踏まえ、報告書(案)の措置内容が 十分なのか、強化すべき措置内容がないのか、改めて議論を行い、議論の結果を報告書に反映するこ とが必要と考えます。また、今後の検証においては、NTTグループの在り方を含めて必要な検討の 推進を図ることが必要と考えます。

【KDDI株式会社】

意見3-2-22 規制遵守状況の検証をより効果的・効率的に実施するためには、機微な情報は除き、検証プロセスや検証結果の判断理由について可能 な限り公表し、継続して検証手法の効率化や検証内容の妥当性向上を図っていくことが望ましい。少なくともヒアリング項目、スケジュ 一ル、具体的な集計データ名、構成員の判断した根拠などは開示可能な項目と考えられ、その旨の追記等を要望。

規制遵守状況の確認のための検証をより効果的かつ効率的に実施するためには、機微な情報は除き、 検証プロセスや検証結果の判断理由について可能な限り公表し、検証の透明性を確保することで第三 者の視点も活用し、継続して検証手法の効率化や検証内容の妥当性向上を図っていくことが望ましい と考えます。

この点、例えば少なくともヒアリング項目、スケジュール、具体的な集計データ名、構成員の判断 した根拠などは開示可能な項目と考えます。

したがって、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。

【修正案】

また、非公開会合における検証プロセスの透明性を確保する観点から、機微な情報の詳細までは公 開できないにしても、可能な範囲でヒアリング項目や検証プロセス・検証結果の概要の公表などを行 うことも考えられる。

加えて、検証の独立性の確保のため、第三者による検証等の手法についても継続して検討を進めて いくことが考えられる。

【ソフトバンク株式会社】

○ ご指摘のとおり、市場検証のプロ 無 セスにおいては、可能な限り、透明 性を確保すべきと考えます。

○ 禁止行為規制の遵守状況等の検 証強化については、検証プロセスや 検証結果の公開範囲も含め、今後、 市場検証会議において検討を行っ ていくことが適当と考えます。

意見3-2-23 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上 で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適当。

- ・ 当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含 □ 「意見0-1-9」に対する考え □ 無 めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会 議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。
- 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必 要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、 情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大 することは適当ではないと考えます。

方のとおりです。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

- NTT 東西・NTT ドコモは、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。
- NTT 東西・NTT ドコモとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、 検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対 応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目 を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。

【日本電信電話株式会社】

- 当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。
- 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。

【株式会社NTTドコモ】

意見3-2-24 賛同。引き続き、既存ルール等に基づいた対応がなされているかの検証を要望。

賛同致します。既存ルール等に基づきこれまで NTT 東西の有する情報の目的外利用はないことが担保されていたと考えておりますが、引き続き既存ルール等に基づいた対応がなされているかの検証を要望致します。

【楽天モバイル株式会社】

- いただいたご意見については、本 無 報告書案への賛同のご意見として 承ります。
- 電気通信市場における公正競争 確保のために、市場検証について、 その内容を強化した上で、継続的に 実施していく必要があると考えま す。

② NTTドコモとNTTコムの関係に係る課題

(a) 法人営業の一体化に伴う課題

意見	考え方	提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無
意見3-2-25 NTT東西の特定関係事業者として、NTTコムの指定を継続すること及びNTT	ドコモを新たに指定することに賛同。	
NTT東西の特定関係事業者としてNTTコムを継続すること、および新たにNTTドコモを指定	○ いただいたご意見については、本	無
することについて賛同いたします。	報告書案への賛同のご意見として	

【アルテリア・ネットワークス株式会社】

承ります。

意見3-2-26 NTTドコモとNTTコムの間の営業部門、ネットワーク及び組織等を一体化することは、直ちに禁止行為規制に抵触することを明確 に示すべき。

<制度の在り方における対応の方向性>

NTTドコモとNTTコムの間の営業部門、ネットワーク及び組織等を一体化することは、NTT ドコモによる特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いによるものであることから、既成 事実化により事前規制が機能不全に陥ることのないよう、当該統合は直ちに禁止行為規制に抵触する ことを明確に示す必要があると考えます。

○ 禁止行為規制の対象事業者を含し無 む営業部門再編やネットワーク統 合については、それ自体が直ちに禁 止行為規制に違反するとはいえず、 個別具体的な実態を踏まえる必要 があると考えます。

【KDDI株式会社】

意見3-2-27 電気通信市場検証会議等における検証の継続及び強化は公正競争確保の観点から重要であり、特に法人市場におけるNTTグループ の市場支配力の動向について、引き続き、注視の上、具体的な問題があれば既存ルールの見直し等の検討が必要。

また、「電気通信市場検証会議」等における検証の継続及び分析強化することは、NTTグループ内 における取引の透明性確保、並びに電気通信市場及び関連市場における公正競争確保の観点から大変 重要であると考えており、特に法人市場におけるNTTグループの市場支配力の動向について、引き 続き、注視の上、具体的な問題が認められる場合は、既存ルールの見直し等検討が必要と考えます。

【アルテリア・ネットワークス株式会社】

- いただいたご意見については、本 無 報告書案への賛同のご意見として 承ります。
- 法人向けサービスも含め、市場検 証会議において検証を実施し、具体 的な問題が認められれば、必要な検 計を実施することが適切と考えま

意見3-2-28 NTTドコモとNTTコム等の連携等の影響についての競争分析は重要。その際、市場シェアの算出等に契約数等のデータを提出する 必要があれば、可能な範囲で協力していく所存。

<検証の在り方における対応の方向性>

NTTドコモとNTTコム等の連携などによる影響について、競争分析を行うことは以下の観点か ら重要と考えます。その際、市場シェアの算出等に契約数等のデータを提出する必要があれば、当社 としても可能な範囲で協力していく所存です。

・NTTドコモの固定通信市場に対する大きな影響

例えば、FTTH市場において、NTTドコモは、弊社グループが20年近くかけて獲得したF TTH契約数を、わずか数年で逆転。2019年度第4四半期以降、トップシェアを有しており、 2020年度第3四半期では20.1%となっている(ドコモ光の契約数は694万契約(※1)) $(**2)_{0}$

NTTドコモは移動体事業に止まるどころか、固定事業でも大きく契約数を拡大し、固定通信市 場で大きな影響力を有していることから、NTTコムの現事業(OCN等)との連携などによる市場 影響が懸念される。

- (※1) NTTドコモ決算資料2020年12月現在
- (※2) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和2年度第3四半 期(12月末))
- 市場検証の強化に当たり、市場の 無 実態等を正確に把握するためには、 広く関係事業者等からデータを取 得していく必要があることから、ご 意見にあるように「データを提出す る必要があれば、(略)可能な範囲 で協力して」いただけることは重要 であると考えており、関係事業者等 におけるデータ提出へのご協力を 期待しております。
- 法人向けサービスについての検 証項目や必要となるデータ等は 様々考えられますが、具体的な検証 項目や検証に必要なデータ等につ いては、今後、市場検証会議におい

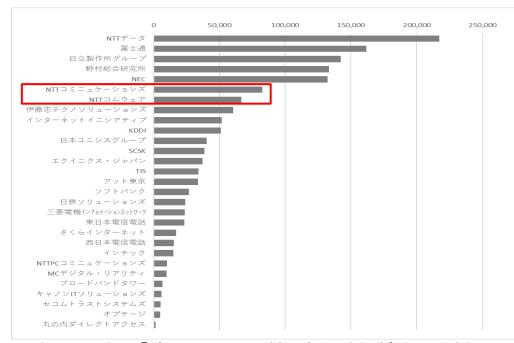
・NTTコム等との連携などによる巨大な顧客基盤による影響

巨大な顧客基盤(9,974万超(※3))を背景とした一体的なサービス提供等により、NTT ドコモの市場支配力が増大するとともに、隣接市場(NTTコムが強みを発揮する固定通信市場、 法人市場等) にその市場支配力が影響を及ぼす懸念がある。

(※3) NTTドコモの携帯電話(8, 175万契約)、ドコモ光(694万契約)、ぷららのIS P (395万契約) にNTTコムのISP (OCN: 710万契約) を加えると9,974万契約 (NTT持株及びNTTドコモ決算資料 (2020年12月現在))

・データセンター市場に対するNTTグループの影響

データセンター市場において、NTTコム及びNTTコムウェアの市場シェアを合算すると、高 い市場シェアを有することになり、NTTドコモとの連携などによる影響が懸念される。



出所:富士キメラ総研『データセンタービジネス市場調査総覧』(2021年版)

※赤線囲みは当社で追記

【KDDI株式会社】

意見3-2-29 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上 で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適当。

当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必 │○ 「意見0-1-9」に対する考え │無 要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、 情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡

方のとおりです。

て検討を行っていくことが適当と

考えます。

大することは適当ではないと考えます。

【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】

・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必 要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、 情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡 大することは適当ではないと考えます。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

・ NTT ドコモ・NTT コミュニケーションズとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における 議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も 勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に 基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。

【日本電信電話株式会社】

当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必 要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、 情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大 することは適当ではないと考えます。

【株式会社NTTドコモ】

意見3-2-30 法人向けサービス提供では、各レイヤで強みを有することが重要であり、契約数等にのみ基づく市場把握では実態を見誤る可能性。市 場評価に有効な視点や各レイヤの競争力や市場支配力等も勘案した評価方法の検討が必要であり、その旨の追記等を要望。

法人向けのサービス提供においては、通信レイヤに限らず各レイヤで強みを有することが重要であ │○ いただいたご意見も踏まえ、以下 │ 有 り、契約数や回線数にのみ基づく市場把握では実態を見誤る可能性があります。この点、「可能な範囲 でデータを取得し、データが得られた範囲で、事業者別シェア等を算出する」とされていますが、シ ェアの算出の前に法人市場の評価に有効な視点や各レイヤの競争力や市場支配力等も勘案した評価方 法の検討が必要です。

したがって、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。

【修正案】

関係事業者等で提供している法人向けサービスの概要を確認し、どの程度のデータが取得できるか │ **各レイヤにおける電気通信事業者以** を把握することで市場の評価に有効な視点を検討した上で、各レイヤで電気通信事業者以外が提供す る法人向けサービスとの関係・市場支配力等も検討しつつ、(以下略)

【ソフトバンク株式会社】

のとおり、報告書案32頁を修正しま す。

関係事業者等で提供している法人 向けサービスの概要を確認し、どの程 度のデータが取得できるかを把握し、 検証の観点等について検討した上で、 外が提供する法人向けサービスとの 関係や電気通信事業者以外の市場支 配力等も検討しつつ、(略)

○ 具体的な検証項目や検証に必要 なデータ等については、今後、市場 検証会議において検討を行ってい くことが適当と考えます。

意見3-2-31 法人向けの相対契約の実態把握や他事業者の調達状況の把握については、同一基準での比較検証が困難と思われるため、競争分析をど

のようなデータを用いて行うべきか、更なる検討が必要。

<検証の在り方における対応の方向性> なお、

「法人向けとして契約約款によらず相対契約で通信契約を締結している携帯電話サービスについ て、関係事業者の協力を得つつ、可能な範囲で契約の実態や競争状況を把握する。」 との考えや

「NTTドコモとNTTコムとのネットワークの一体化を行う場合は、市場検証会議等において、 競争上の問題が新たに生じていないか、状況を継続的に注視していく必要がある。例えば、NTTド コモとNTTコムとのネットワークが一体化される場合に生じるNTTドコモとNTT東西の間に おけるネットワーク調達にかかる取引の状況について、可能な範囲でNTT東西における県間伝送設 備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者及び調達価格のデータを得るほか、必要に応じて、競 争上の問題を検証するための比較対象として、可能な範囲で他事業者におけるネットワーク調達状況 (他者調達の場合の調達先事業者、調達価格) のデータを得ることにより、継続的に確認していくこ とが考えられる。」

との考えが示されていますが、法人向けの相対契約の実態把握や他事業者の調達状況の把握につい ては、同じ基準での比較検証が困難だと思われることから、NTTドコモとNTTコム等の連携に係 る競争上の影響分析をどのようなデータを用いて行うべきか、更なる検討が必要だと考えます。

【KDDI株式会社】

- 競争分析の方法等について更な「有 る検討が必要とのご意見も踏まえ、 「意見3-2-30」に対する考え方 に記載のとおり、報告書案32頁を修 正します。
- 具体的な検証項目や検証に必要 なデータ等については、今後、市場 検証会議において検討を行ってい くことが適当と考えますが、市場検 証の強化に当たり、市場の実態等を 正確に把握するためには、広く事業 者の協力を得てデータを取得して いく必要があると考えます。

意見3-2-32 法人市場においては、様々な法人ニーズに応えるべく、各事業者がソリューション等を組み合わせ、多様なサービスを展開しているた め、まずは、検証すべき分野や検証の重点項目等を検討した上で、検証を進めていくことが必要。また、法人市場は、各通信事業者に加 え、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも参入してきており、それらも含めた検証が必要。

- 法人市場においては、様々な法人ニーズに応えるべく、各事業者がソリューション等を組み合わ │○ 検証の重点項目等を検討すべき │ 有 せ、多様なサービスを展開しているため、まずは、検証すべき分野や検証の重点項目等を検討し た上で、検証を進めていくことが必要と考えられ、例えば、今後成長が期待される IoT 向け通信 サービス市場や移動固定融合型サービス市場等について検討することが考えられます。
- また、法人市場は、各通信事業者に加え、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも参入してき │○ 具体的な検証項目や検証に必要 ているため、それらのプレイヤーの状況も含めた検証が必要と考えます。

【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】

また、法人市場は、各通信事業者に加え、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも参入してき ているため、それらのプレイヤーの状況も含めた検証が必要と考えます。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

- ・ 法人市場においては、様々な法人ニーズに応えるべく、各事業者がソリューション等を組み合わ せ、多様なサービス競争を展開しており、まずは、検証すべき分野や検証の重点項目等を検討し た上で、検証を進めていくことが必要と考えられ、例えば、今後成長が期待される IoT 向け通信 サービス市場や移動固定融合型サービス市場等について、検討を深めることが有用と考えられま す。
- また、法人市場は、各通信事業者に加え、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも参入してき

- とのご意見も踏まえ、「意見3-2 -30」に対する考え方に記載のとお り、報告書案32頁を修正します。
- なデータ等については、今後、市場 検証会議において検討を行ってい くことが適当と考えます。

30

ているため、それらのプレイヤーの状況も含めた検証が必要と考えます。 【日本電信電話株式会社】 法人市場においては、様々な法人ニーズに応えるべく、各事業者がソリューション等を組み合わ せ、多様なサービス競争を展開しており、まずは、検証すべき分野や検証の重点項目等を検討した 上で、検証を進めていくことが必要と考えられ、例えば、今後成長が期待される IoT 向け通信サ ービス市場や移動固定融合型サービス市場等について、検討を深めることが有用と考えられます。 また、法人市場は、各通信事業者に加え、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも参入してきて いるため、それらのプレイヤーの状況も含めた検証が必要と考えます。 【株式会社NTTドコモ】 意見3-2-33 NTTドコモとNTTコムとの間の法人営業の一体化に関し、公正性の確保について不安。 >29 頁 ○ いただいたご意見については、参 >(a)法人営業の一体化に伴う課題 考として承ります。 経営的にはメリットがあるかもしれないが、公正性の確保について不安がある。(公正競争の面につ いてはともかく、NTT コムに不適切な振る舞いを強いるのではないか、と懸念する。) 【個人7】 (b) ネットワークの一体化に伴う課題 提出意見 を踏まえ 意見 考え方 た案の修 正の有無 意見3-2-34 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上 で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適当。 ・ 当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含 │○ 「意見0-1-9」に対する考え │無 めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会 方のとおりです。 議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必

必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大

• NTT 東西は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを 含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証

• NTT 東西としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が

会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。

することは適当ではないと考えます。

で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。

【日本電信電話株式会社】

意見3-2-35 賛同。NTTドコモのネットワークとNTT東西のボトルネック設備の一体化により、競争事業者にとっては不公平な競争環境となる ため、認められるべきでない。

賛同致します。NTT ドコモ殿のネットワークと NTT 東西殿のボトルネック設備が一体化することにより、競争事業者にとっては、ネットワークの開発期間や開発費用の面で不公平な競争環境となりますので、認められるべきでないと考えております。

【楽天モバイル株式会社】

- いただいたご意見については、本 無 報告書案への賛同のご意見として 承ります。
- なお、本報告書案第3章2②(b) の「対応の方向性」においては、「仮にNTTコムとNTTドコモのネットワークが一体化される場合で、NTT東西のネットワークとは独して、はなり、また、「将来的には、(略)とで網と移動網のコア網の融合などで、おり、とも想定されており、そのような変化に対応した規制のである」としております。

意見3-2-36 NTTドコモとNTTコムの間のネットワークの一体化は不適切。事業における不適切さの排除の観点からの公正さについて不安。

>31 頁

>(b)ネットワークの一体化に伴う課題

端的に言うと、ネットワークの一体化は不適切であると考える。(NTT ドコモが NTT コムの通信も監視等出来るようになってしまうと、非常に不安である。また、そもそも、NTT ドコモと NTT コムの一体化は、通信関係において適切さを崩壊させるほどの強力さがあると考える。)

それを解決するには、別系統の会社として存在させておくのが適切と考えるのであるが、NTT コムを NTT ドコモの子会社とするのは不適切と考える。

NTT 持株の意見が出ているが、NTT ドコモは NTT コムの通信を利用する形によって、事業展開が出来るのであるし、もし特段に通信回線を作ってもらいたい場合においても、共同して出資する等出来なくは無いであろうから、その形でよいのではないかと考える。

>32 頁から 34 頁上までの分析について

不正競争防止の観点からの公正さについてはともかく、それ以外の事業事務における不適切さの排除の観点からの公正さについては、かなり不安があると考える。

○ 「意見0-1-13」に対する考え | 無 方のとおりです。

【個人7】	

③ その他公正競争確保に係る課題

(a) 競争事業者の排除の懸念

意見

考え方

提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無

意見3-2-37 NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化により、NTTグループ全体の利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引が行 われるおそれは高まると考えられるため、ボトルネック設備を保有するNTTグループ内での内部相互補助の有無を検証すべき。

当社の課題認識は、ボトルネック設備に起因する独占的地位を利用したNTTグループ内の内部相 │○ ご指摘の懸念は、本報告書案第3 │ 無 互補助による競争事業者の排除です。NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化によって、NT Tグループ全体としての利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引が行われるおそれは高 まるものと考えます。

したがって、ボトルネック設備を保有するNTTグループ内で内部相互補助が行われていないかと いう観点から、検証すべきと考えます。

章 2 ③ (a) の「現状」に記載のとお り、従来から発生し得たものと考え られますが、今後、具体的な問題が ないかについての検証を強化して いくべきと考えます。

【KDDI株式会社】

意見3-2-38 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上 で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適当。 また、検証に当たっては、他の通信事業者からも必要な情報を収集したうえでの比較・検証が必要。

- ・ 当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含 「意見0-1-9」に対する考え | 無 めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会 議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。
- 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必 要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、 情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大 することは適当ではないと考えます。
- また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状 況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、 比較・検証することが必要と考えます。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

- NTT 東西・NTT ドコモは、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められて いないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務 省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。
- NTT 東西・NTT ドコモとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、 検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対

方のとおりです。

33

応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目 を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。

また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状 況等を相対比較する必要がある場合には、NTT 東西・NTT ドコモだけでなく、競争事業者から必要 な情報を収集し、比較・検証することが必要と考えます。

【日本電信電話株式会社】

- 当社は、公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められていないものを含 めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報等に基づき、総務省の市場検証会 議等において、様々な確認・検証が行われてきているものと認識しています。
- 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必 要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、 情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大 することは適当ではないと考えます。
- また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状 況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、 比較・検証することが必要と考えます。

【株式会社NTTドコモ】

(b) 研究開発に係る課題

意見を踏たする。	出意見 踏まえ 案の修 の有無
----------	--------------------------

意見3-2-39 NTT独自仕様や内部相互補助に関する問題を市場検証会議で扱うことに賛同。

NTT持株とNTTドコモの研究開発が一体的に行われ、ネットワーク設備等がNTT独自仕様で統一され、競争事業者との接続条件 の非同等性が生じるおそれがあることから、次世代ネットワークのIOWN等において、競争事業者の接続が確実に確保できるように仕 様を決定していくべき。

NTT独自仕様や内部相互補助に関する問題を市場検証会議で扱うことについて、替同いたします。 NTTは、過去、公社時代の研究所を承継し、NTT法によって、電気通信技術に関する研究成果 の普及等を诵じて、我が国の雷気通信の発展に寄与することを義務づけられている事業者であり、研 究開発成果の利用条件について、NTTドコモと他事業者間で同等性を確保することが求められてい ます。

しかしながら、NTT持株とNTTドコモの研究開発が一体的に行われることで、NTT東・西と NTTドコモ・NTTコムとの間でネットワーク設備等がNTT独自仕様で統一され、競争事業者と の接続条件の非同等性が生じるおそれがあることから、次世代ネットワークのIOWN等において、 競争事業者との接続条件に非同等性が生じないように、競争事業者の接続が確実に確保できるように

- いただいたご意見については、本 | 無 報告書案への替同のご意見として 承ります。
- 本報告書案第3章2③(b)の「対 応の方向性」に記載のとおり、「他 事業者が明らかに不利になるよう なNTT独自仕様で統一される懸 念についても、(略)新たに、市場 検証会議等において、継続して注視

11 1M(2) M(1) (2) (2) (3) (3) (4) (3) (3)) 4:) \(\dagger \dag	
仕様を決めていくべきと考えます。	していく必要がある」と考えます。	
【KDDI株式会社】	○ また、本報告書案第4章3に記載	
	のとおり、次世代ネットワーク構築	
	に当たっては、「設計段階から必要	
	な相互運用性を確保するための基	
	本的な原則を定めておくなどルー	
	ルを事前に明確にするよう、あらか	
	じめ議論していく必要がある」と考	
	えます。	
意見3-2-40 Beyond5G(6G)やIOWN構想の実現に向けては、NTTグループだけでグローバルに戦	した。NTTグループとして	こ、オープ
ン・グローバルに取組みを進めていく考えであり、他事業者が明らかに不利になるよ	うなNTT独自仕様の懸念は当たらない。	むしろ、
グローバルスタンダードを意識した取組みを進める必要があり、国においても標準化し		
今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要と	された事項については、対応コスト等も勘	加案した上
で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検		
グローバルな視点も含め、研究開発競争の促進も重要であり、競争事業者からも必要な		
・ Beyond5G (6G) や IOWN 構想の実現に向けては、NTT グループだけでグローバルに戦っていくこと		無
はむしろ困難であり、国内外を問わず、幅広く、多くの方々にご利用いただくことを通じて、価値	7.1.2.7	····
の最大化をめざすことが重要です。	○ 本報告書案第3章2③(b)の「対	
そのため、NTT グループとして、オープン・グローバルに取組みを進めていく考えであることか		
ら、「他事業者が明らかに不利になるようなNTT独自仕様で統一される懸念がある」との指摘は		
当たらないと考えます。	争をいかに促進していくべきかと	
むしろ、グローバルスタンダードを意識した取組みを進める必要があり、国においても、標準化に	いう観点も公正競争上重要」と考え	
向けた後押し等をお願いしたいと考えます。	ます。	
・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論を踏まえ、検証の強化が必要	, ,	
とされた事項については、そのための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供	は、「意見0-1-9」に対する考	
に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは	え方のとおりです。	
適当ではないと考えます。	2000 240 9 6 9 6	
 なお、報告書案に記載のとおり、グローバルな視点も含め、研究開発競争をいかに促進していくべ		
きかという観点も重要であり、当社だけでなく、競争事業者からも必要なデータを情報収集し、比		
較・検証することが必要と考えます。		
【日本電信電話株式会社】	 	3 当ル ハ
意見3-2-41 NTTドコモの市場占有率は下落し、かつ競合するKDDI、ソフトバンクも1兆		
割以降の公正競争はモバイル通信分野については十分機能している。一方、光ファイバ	N投貨と研究開発への投資は、王要通信事	業者の中

いえる。公正競争を確保するための政策が、研究開発投資面での競争の乏しさを招いた現実を看過すべきでない。

(第3章 各課題についての検討 2. 各課題の対応の方向性 3 その他公正競争確保に係る課題(b)

1. NTT 民営化・分割以降の公正競争について

でNTTが突出しており、競争関係にある他の通信事業者は投資を抑制し、NTTの光ファイバ基盤等を活用し、収益拡大を達成したと

○ いただいた御意見については、参 無

考として承ります。

研究開発に係る課題 1053-1060 行目について)

NTT ドコモの市場占有率は 92/9 の 61%から、20/6 の 39%に下落し、かつ競合する KDDI、ソフトバ ンクも一兆円以上の高収益を達成しており、NTT 民営化・分割以降の公正競争はモバイル通信分野に ついては十分機能していると判断できる。

一方、光ファイバー投資と研究開発への投資は、主要通信事業者の中で NTT が突出している。これ は、競争関係にある他の通信事業者は投資を抑制し、NTT の光ファイバー基盤等を活用し、収益拡大 を達成したものといえる。

公正競争を確保するための政策が、研究開発投資面での競争の乏しさを招いた現実を看過すべきで ないと思う。

【個人6】

本報告書案第3章2③(b)の「対 応の方向性」に記載のとおり、「研 究開発を担うべき主体はNTTだ けでなく、他のMNOも積極的に研 究開発に貢献していく役割を担っ ていくべき」であり、「グローバル な視点も含め、研究開発競争をいか に促進していくべきかという観点 も公正競争上重要」と考えます。

市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題

意見

考え方

提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無

意見3-2-42 「市場検証会議等の場において、MNO 各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態や、接続の業務に関し知り得た情報の 管理の実態を広く把握・検証したうえで、必要に応じて、別途、さらなる検討を行っていく」ことについて賛同。

> 禁止行為規制適用事業者の拡大に関して、電気通信市場検証会議等の場における実態把握や検証、それに基づく議論、検討等を通じて、 早期の実現を期待。

公正競争確保の在り方に関する検討会議における当協会 MVNO 委員会からの意見等を踏まえ、「市場 検証会議等の場において、MNO 各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態や、接続の 業務に関し知り得た情報の管理の実態を広く把握・検証したうえで、必要に応じて、別途、さらなる 検討を行っていく」とされたことについて賛同いたします。

MVNO の MNO グループ化が進展しているなか、第二種指定電気通信設備設置事業者(以下「二種指定 事業者」)におけるグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たる ものがないかといった点は、移動通信市場において多種多様な事業者による公正な競争環境を確保す るという点からも非常に重要であると考えます。

また、至近では別会社であったサブブランドやグループ内 MVNO を MNO 本体に吸収する動きが見ら れ、MNO 本体での新ブランドによる廉価プランを投入するなど、市場競争はさらに熾烈になっている ことから、MNO やサブブランド、新ブランドによる廉価プラン、さらには MNO グループ内 MVNO と、そ れ以外の MVNO とのイコールフッティングの確保は、喫緊の課題であると考えます。

この点、引き続き MNOが MVNO に対して高い交渉優位性を保持しているなかで、MNO グループ以外の MVNO が公正競争環境のもと事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に 交渉力が極めて高い事業者として、現行の NTT ドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの 3 社に対しても、電気通信事業法第 30 条に基づく禁止行為規制を適用することが必須であると考えて

- いただいたご意見については、本 無 報告書案への賛同のご意見として 承ります。
- いただいた御意見のような見解 も踏まえ検討した結果として、本報 告書案第3章2③(c)の「対応の方 向性」に記載のとおり、「市場支配 的な二種指定事業者に対する禁止 行為規制の対象事業者及び規律の 内容の在り方については、まずは、 市場検証会議等の場において、(略) 実態を広く把握・検証した上で、必 要に応じて、別途、さらなる検討を 行っていく必要がある」と考えま す。
- 具体的な問題事例の有無など実

おります。

この禁止行為規制適用事業者の拡大に関して、電気通信市場検証会議等の場における実態把握や検 証、それに基づく議論、検討等を通じて、早期に実現することを期待いたします。

【一般社団法人テレコムサービス協会】

態の把握に当たっては、広く関係事 業者等の協力が必要と考えており、 関係事業者等における実態把握へ のご協力を期待しております。

意見3-2-43 規制の対象をNTTドコモ以外にも拡大しなければならないような環境変化は生じていない。

禁止行為規制の趣旨は、市場支配力の濫用を未然に防止することであり、移動通信分野における市 場支配的な電気通信事業者の指定に当たっては、基本的な考え方に基づき、現在NTTドコモが指定 されています。

規制の対象をNTTドコモ以外にも拡大することなどが考えられるとありますが、直近の四半期デ ータ(※1)を見ても、MNO3グループのシェアは、MVNO促進や新たなMNO参入等により、す しろ微減傾向にあります。

(※1) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和2年度第3四半期 (12月末))

電気通信事業分野における市場検証(令和元年度)年次レポートにおいても、「MNO・MVNO別に移動 系通信の契約数 (最終利用者への提供に係るもの) の純増数をみると、2019年度においては、MVNO サービスの純増数(316万)がMNOサービスの純増数(301万)を上回る結果となっている」 との評価結果や「MVNO契約数の対前年度末比増加率は、+14.7%となっており、前年度の増 加率 (+16.8%)を下回ったものの、依然としてMNO3グループより高い増加率を維持してい る」との評価結果が示されており、純増数や増加率において、MVNOはMNO3グループより高い 数字を上げていることは明らかです。

したがって、規制の対象をNTTドコモ以外にも拡大しなければならないような環境変化は生じて いないと考えます。

「意見3-2-42」に対する考え | 無 方のとおり、具体的には、今後、市 場検証会議等において検討を行っ ていくことが適当と考えますが、実 態把握に当たっての観点は様々な ものが考えられるため、広く関係事 業者等の協力が必要と考えており、 関係事業者等における実態把握へ のご協力を期待しております。

【KDDI株式会社】

意見3-2-44 変化の速い情報通信市場においては、規制は極力抑制的であるべきであり、NTTドコモに対する禁止行為規制の撤廃を要望。また、 競争激化等により、NTTドコモだけに競争優位性が認められる状況ではなく、NTTドコモだけに規制を課すことは不適当。

- ・ 変化の速い情報通信市場に迅速に対応しながら、自由かつ柔軟に事業展開や連携を行い、利用者 │○ 「意見3-2-42」に対する考え │無 利便の向上等を実現するためには、規制は極力抑制的であるべきであり、企業に対して萎縮効果 を生じさせない仕組みとすることが重要であることから、NTT ドコモに対する禁止行為規制を撤 廃していただきたいと考えます。
- ・ また、以下のような競争激化等により、NTT ドコモだけに競争優位性が認められる状況ではなくな っていること等を踏まえると、NTTドコモだけに規制を課すことは適当ではないと考えます。
 - ✓ NTT ドコモの MNP は減少が継続し、売上高・営業利益も MNO3 社で最下位となっており、携帯 電話等の契約数シェアは、分社時に約6割だったものが、現在は約4割以下まで減少してい ます。
 - ✓ また、通信モジュール(IoT 向け)の契約数が急成長する等、今後のモバイル市場は、IoT を 含む法人市場の重要性が増すものと想定しており、今後、5Gによる同時多接続・低遅延化の 実現により、IoT 市場の成長はさらに加速するものと考えます。

方のとおり、具体的には、今後、市 場検証会議等において検討を行っ ていくことが適当と考えますが、本 検討会議では、事業法第30条による 事前規制は、事業法第29条による事 後規制とは別途必要であるとの意 見があったところです。

✓ そうした中、法人事業で広く活用されている通信モジュールの契約数シェアは、KDDI 殿がト ップシェア(40%超※)の状況と、決して、NTT ドコモが No.1 という状況ではありません。 ※出典:総務省 電気通信市場検証会議 電気通信事業分野における市場検証(令和元年度) 年次レポート

【日本電信電話株式会社】

- 変化の速い情報通信市場に迅速に対応しながら、5Gを活用した他業種との柔軟な連携によりイノ ベーションを促進し、国際競争力を高めていくことが重要と考えます。そのため、規制は極力抑制 的であるべきであり、事業活動を萎縮させることのない仕組みとすることが重要であることから、 当社に対する禁止行為規制を撤廃していただきたいと考えます。
- また、以下のような競争激化等により、当社だけに競争優位性が認められる状況ではなくなってい ること等を踏まえると、当社だけに規制を課すことは適当ではないと考えます。
 - ✓ 当社の MNP は減少が継続し、売上高・営業利益も MNO3 社で最下位となっており、携帯電話等 の契約数シェアは、分社時に約6割だったものが、現在は約4割以下まで減少しています。
 - ✓ また、通信モジュール (IoT 向け) の契約数が急成長する等、今後のモバイル市場は、IoT を 含む法人市場の重要性が増すものと想定しており、今後、5G による同時多接続・低遅延化の 実現により、IoT市場の成長はさらに加速するものと考えます。
 - ✔ そうした中、法人事業で広く活用されている通信モジュールの契約数シェアは、KDDI 殿がト ップシェア(40%超※)の状況と、決して、当社が No.1 という状況ではありません。 ※出 典: 総務省 電気通信市場検証会議 電気通信事業分野における市場検証に関する年次レポー ト(令和元年度)

【株式会社NTTドコモ】

意見3-2-45 NTTドコモは明らかに他のMNOとは状況が異なり、同社1社のみを市場支配的な二種指定事業者とする現状の維持が適切。

禁止行為規制の対象事業者は「事業規模、ブランド力などの個社単体の総合的な事業能力を測定す るための諸要因を踏まえ、総合的に判断する」**とされており、以下を踏まえれば NTT ドコモ殿は明ら かに他の MNO とは状況が異なることから、同社1社のみを市場支配的な二種指定事業者とする現状を 維持することが適切と考えます。

- ※情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会(第69回) 資料69-1「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴 う関係省令等の整備案等に対して寄せられた意見及びこれに対する考え方」(2016年1月19日)の【考え方3-4】
- NTT ドコモ殿はボトルネック設備を有する NTT 東西殿と NTT 持株殿の下でもとより資本関係を有し ていたところ、今回の完全子会社化で一体化したこと
- NTT ドコモ殿は依然として 40%超の市場シェアを有していること

【ソフトバンク株式会社】

- 市場支配的な二種指定事業者に 無 対する規制は、移動系通信市場にお ける市場支配力の濫用を防ぐ趣旨 のものであり、規制対象事業者の指 定に当たっては、移動系通信市場に おける市場シェア等、移動系通信市 場における市場支配力を示す指標 を考慮要素としていると承知して おります。
- なお、本報告書案第3章2③(c) の「対応の方向性」に記載のとおり、 「市場支配的な二種指定事業者に 対する禁止行為規制の対象事業者 及び規律の内容の在り方について は、まずは、市場検証会議等の場に

	おいて、(略)実態を広く把握・検	
	証した上で、必要に応じて、別途、	
	さらなる検討を行っていく必要が	
	ある」と考えます。	
意見3-2-46 禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者の指定に当たっての基本的な考え方にな	ついて、総合的な事業能力における考慮	要素を見
すべき。		
なお、禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者の指定に当たっての基本的な考え方については、	○ 「意見3-2-45」に対する考え	無
NTT持株・NTT東・西を含めたNTTグループの共同調達の条件付き容認や今回のNTTドコモ	方のとおりです。	
の完全子会社化によるNTT東・西との資本100%結合等のNTTグループの一体運営の進展によ		
る影響等、電気通信市場における大きな環境変化を踏まえれば、総合的な事業能力における考慮要素		
を見直すべきと考えます。		
具体的には、ボトルネック設備を保有する事業者との		
1. 関係性(特定関係法人等)		
2. 共同調達の実施等、資本関係を通じた調達力、技術力、販売力等		
を考慮に入れるべきと考えます。		
【KDDI株式会社】		

意見3-2-47 NTTドコモとNTTコムの間の営業部門、ネットワーク及び組織等を一体化することは、直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示すべき。

今回、「市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制は、禁止行為規制で規律された特定関係 法人との取引において、当該特定関係法人が行う業務を、二種指定事業者が合併・統合するなどして、 当該取引が消滅することにより、規制の対象外となるという課題がある。」との考えが示されています が、本来、NTTドコモとNTTコムの間の営業部門、ネットワーク及び組織等の一体化は、NTT ドコモによる特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いによるものであることから、既成 事実化により事前規制が機能不全に陥ることのないよう、当該統合は直ちに禁止行為規制に抵触する ことを明確に示す必要があると考えます。

方のとおり、直ちに禁止行為規制に 違反するとはいえず、個別具体的な 実態を踏まえる必要があると考え ます。

○ 「意見3-2-26」に対する考え

【KDDI株式会社】

(d) 間接取引による現行規制の潜脱の懸念

 意見
 提出意見

 た案の修

 正の有無

意見3-2-48 規制を潜脱するような間接取引が実際に発生していないかどうかの調査が必要。一方、潜脱行為の未然防止のため、禁止行為規制対象 事業者に対し、ガイドライン等による措置を講じることが考えられる。なお、グループ内の連携の仕方により現行規制の潜脱が疑われる ことから、潜脱行為の未然防止のため、第二種指定電気通信事業者の禁止行為規制の対象となる事業者について、禁止行為規制対象事業 者の特定関係法人を全て指定することも必要。

また、NTTコムの事業がNTTレゾナントに譲渡された場合、NTT東西とNTTレゾナントとの間にファイアウォールを確保する 必要があることから、NTT東西の特定関係事業者として新たにNTTレゾナントを指定する等、実態に即した措置が必要。

規制を潜脱するような間接取引が実際に発生していないかどうかを把握するため、禁止行為規制対 象事業者であるNTTドコモ及びNTT東・西からの仕入価格よりも低い価格で、NTTグループ内 の他の事業者に再卸を行っていないかについて調査することが必要です。

一方、こうした再卸などの間接取引による潜脱行為を未然に防止するためには、禁止行為規制対象 事業者に対して、グループ内の卸先事業者が仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に 再卸を行うことを契約書等で禁止することを、ガイドライン等で義務化するなどの措置を講じること が考えられます。

なお、間接取引等、グループ内の連携の仕方によって現行規制の潜脱が疑われることから、未然に 潜脱行為を防止するために、第二種指定電気通信事業者の禁止行為規制の対象となる事業者の指定に ついて、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当 たっての基本的考え方」によって定められた契約数の数値基準に関わらず、禁止行為規制対象事業者 の特定関係法人を全て指定することも必要だと考えます。

また、NTTコムの事業がエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社(以下、「NTTレゾナント」とい う。)に譲渡された場合、NTT東・西とNTTレゾナントとの間にファイアウォールを確保する必要 があることから、新たにNTTレゾナントをNTT東・西の特定関係事業者に指定する等、実態に即 した措置を講じることが必要です。

【KDDI株式会社】

- 規制の潜脱行為は様々な形態が | 無 想定されるため、ガイドライン等を 設けて未然防止するのではなく、ま ずは事後的な検証を強化し、具体的 な問題が認められれば、必要な検討 を実施することが適切と考えます。
- なお、本報告書案第3章3(1) においては、「NTTグループ内で の間接取引(略)により、(略)禁止 行為規制等を潜脱するとの懸念が 実態として現れたり」、NTTレゾ ナントを含め、「NTTグループ内 の各社の間の電気通信役務に係る 取引関係に変化が生じたりした場 合(略)には、必要に応じ、市場支 配的な二種指定事業者に対する禁 止行為規制の対象となる特定関係 法人の範囲の見直しや、特定関係事 業者への追加的な指定など、実態に 即した対応策について検討するこ とが求められる」としております。

意見3-2-49 NTTドコモ完全子会社化等を契機に、NTTグループ内利益最大化を目的とした禁止行為規制等の潜脱行為のインセンティブが一層 高まり懸念が明らかに増大しており、本報告書案の記載では不十分。潜脱行為について「現時点では確認されていない」とあるが、総務 省において、どのような方法で当該判断に至ったのか等につき、具体的な記載を要望。

本懸念は従来から発生し得たものの、着目すべきは今回のNTTドコモ殿の完全子会社化等を契機に、 NTT グループ内利益最大化を目的とした禁止行為規制等の潜脱行為のインセンティブが一層高まり、 懸念が明らかに増大している点であることから、本報告書案の記載では不十分と考えます。

潜脱行為について「現時点では確認されていない」とありますが、総務省殿において、どのような 方法で当該判断に至ったのか、また、NTT ドコモ殿の完全子会社化の前後での当該確認方法の変更有 無含め、検証は強化されたのか否かを具体的に記載いただきたいと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

- ご指摘の箇所は、これまでの市場 有 検証では、禁止行為規制等の潜脱行 為が確認されていないという趣旨 になります。
- 禁止行為規制等の潜脱行為の検 証強化については、今後、市場検証 会議において検討を行っていくこ とが適当と考えます。
- なお、NTTグループの利益最大 化を志向しやすくなるとのご懸念 については、「意見2-1」に対す

る考え方のとおり、報告書12頁を修 正しています。

意見3-2-50 仕入価格よりも低い価格で再卸を行う場合には、卸元である禁止行為規制対象事業者からの販売奨励金等により、実質的に再卸価格が 仕入価格を下回る場合も含めるべきであり、その旨の追記等を要望。

代入価格よりも低い価格で再卸を行う場合とは、①外形的に再卸価格が仕入価格を下回る場合に限 ┃ 定されるものではなく、例えば、卸元である禁止行為規制対象事業者が別途支払う販売奨励金等を支 出することで、②実質的に再卸価格が仕入価格を下回る場合も含めるべきです。

この点、「仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に再卸を行っているような事業者」 との記載では上記②が含まれるか否かが不明確であることから、下記修正案のとおり修正すべきと考 えます。

【修正案】

(略)禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に再卸を 行っている(再卸価格が仕入価格を下回っていなくとも、禁止行為規制対象事業者から別途卸先に支 払われる販売奨励金等金銭を考慮すると再卸価格が実質的に仕入価格を下回っている場合を含む)よ うな事業者が存在するか否かについて、(以下略)

○ 具体的な検証項目や検証に必要 無 なデータ等については、今後、市場 検証会議において検討を行ってい くことが適当と考えます。

○ なお、販売奨励金など、別途卸先 に支払われる金銭としては様々な 種類がありうると想定されるとこ ろ、まずは事後的な検証を強化し、 検証に必要なデータの範囲を随時 検討していくことが適切と考えま す。

【ソフトバンク株式会社】

意見3-2-51 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上 で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適当。 また、検証に当たっては、他の通信事業者からも必要な情報を収集したうえでの比較・検証が必要。

- ・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必 〇 「意見0-1-9」に対する考え | 無 要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、 情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡 大することは適当ではないと考えます。
- また、検証にあたっては、市場における競争実態等の把握や、事業者間の対応状況等の相対比較 が必要になると考えられるため、当社だけでなく、他の通信事業者からも必要な情報を収集のう え比較・検証することが必要と考えます。

【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】

- ・ 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必 要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、 情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大 することは適当ではないと考えます。
- また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状 況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、 比較・検証することが必要と考えます。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

NTT 東西・NTT ドコモ・NTT コミュニケーションズとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会

方のとおりです。

議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応 コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然と した懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。

また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状 況等を相対比較する必要がある場合には、NTT 東西・NTT ドコモ・NTT コミュニケーションズだけ でなく、競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証することが必要と考えます。

【日本電信電話株式会社】

- 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要 とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情 報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大す ることは適当ではないと考えます。
- また、MNOとMVNOとの間やMVNO間の競争状況をより精緻に把握・検証するためには、当 社だけでなく競争事業者から必要な情報を収集し、比較・検証することが必要と考えます。

【株式会社NTTドコモ】

(e) NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題

意見	老え方	た を 踏まえ た 案の修 正 の 有無
音目3-2-52 NITIFにコモニタス会社化に上り NITIFがループ会体の利益是士化を目的としたD	カ郊和万浦町。利益和豆取引が行われるも	ンスカル古

NTTドコモ完全子会社化により、NTTグループ全体の利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引が行われるおそれは高 まり、公平競争確保の観点から把握が必要なのは、NTTグループ内、特に、NTT東西とNTTドコモとの間の内部取引である。 今後も、少なくとも現在NTTが開示しているセグメント情報は継続して開示するべきであり、併せて、NTTドコモのセグメント情 報も継続した開示が必要。独占性の強いボトルネック設備を保有する企業グループは、グループ内各社のセグメント情報を可能な限り精 緻に開示し、自ら経営上の透明性を確保するよう対応すべき。

NTTドコモの完全子会社化により、NTTグループ全体としての利益最大化を目的とした内部相 互補助・利益相反取引が行われるおそれは高まるものと考えます。

例えば、NTT東・西のボトルネック設備に起因する独占的地位を利用して、FTTHサービスの 卸価格を上げ、独占的利潤を以て、NTTドコモのモバイル料金を著しく引下げることで、競争事業 者を排除することも可能となります。

こうした反競争的行為を監視するために、公平競争確保の観点から把握が必要なのは、NTTグル ープ内、特に、NTT東・西とNTTドコモとの間の内部取引です。

NTTグループ内の内部取引はセグメント情報で一定程度把握可能ですが、今後NTTグループの セグメント情報が簡素化された場合は、公正競争確保の観点から監視することが不可能となります。 例えば、移動通信事業と地域通信事業がひとつのセグメントに包含された場合、NTT東・西とNT Tドコモのそれぞれの取引が見えなくなることから、NTT東・西とNTTドコモの間で内部取引が

- ご指摘の内部相互補助等の懸念 | 無 は、本報告書案第3章2③(a)の「現 状」に記載のとおり、従来から発生 し得たものと考えられますが、今 後、具体的な問題がないかについて の検証を強化していくべきと考え ます。
- 仮に、IR資料において、NTT グループの移動通信事業と地域通 信事業が同一のセグメントに含ま れるようになったとしても、事業法

提出意見

行われていても外部からは把握することができません。少なくとも現在NTTが開示しているセグメ ント情報は継続して開示するべきと考えます。

また、NTTドコモは、これまで有価証券報告書のセグメント情報においては、「通信事業」と「ス マートライフ領域」という区分で開示を行っています。

仮に、こうしたセグメント情報の開示がなくなると、NTT東・西とNTTドコモとの利益相反取 引によって、NTTドコモの「通信事業」の利益が犠牲にされていたとしても、スマートライフ領域 の収益でカバーできていれば、外部からは分からなくなります。そのため、取引の透明性の観点から、 併せてNTTドコモのセグメント情報も継続することが必要です。

独占性の強いボトルネック設備を保有する企業グループである場合は、グループ内各社のセグメン ト情報を可能な限り精緻に開示し、自ら経営上の透明性を確保するよう対応すべきと考えます。

【KDDI株式会社】

上必要な会計情報は、事業法第24条 等に基づき、別途公表されるように 担保されていると承知しておりま す。

○ なお、本報告書案第3章2③(e) の「対応の方向性」においては、N TTドコモの上場廃止後において も、他社の公表データとの比較検証 を行うために必要な情報について は、引き続き、公開されるようにす る必要があるとしております。

意見3-2-53 検証に必要な情報の例示として「各社データの定義を揃えるための情報」は不適切であるため、本例示の削除又は修正を要望。

以下の理由から、検証に必要な情報の例示として「各社データの定義を揃えるための情報」は不適 切と考えます。

- NTT グループ間での内部相互補助の有無の検証にあたり、必ずしも各社データが必須とは言えない
- 各社データが必要な場合にも定義を揃えることまでは必ずしも必須とは言えず、比較に必要な情報 が揃えば足りること
- 定義を揃えるための各社調整に時間を要しかえって必要な検証が遅れる懸念があること

このため、本例示を削除いただくか、少なくとも以下の修正案のとおり修正すべきと考えます。

【修正案】

なお、現在の市場検証会議における検証においても、検証に必要な情報(各社データの比較に必要 な情報など)

【ソフトバンク株式会社】

○ ご指摘を踏まえ、以下のとおり、 有 報告書案44頁を修正します。

なお、現在の市場検証会議における 検証においても、検証に必要な情報 (各社データの定義がまちまちであ るところ、具体的な相違が分かるよう にするとともに、同じ基準で比較する ために必要なを揃えるための情報な ど)が得られていない場合があること から、(略)

具体的な検証項目や検証に必要 なデータ等については、今後、市場 検証会議において検討を行ってい くことが適当と考えます。

- 意見3-2-54 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した 上で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適当。 また、検証に当たっては、他の通信事業者からも必要な情報を収集したうえでの比較・検証が必要。
- NTTドコモとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化 │○ 「意見0-1-9」に対する考え │無 が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範 囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上 に拡大することは適当ではないと考えます。
- また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状 況等を相対比較する必要がある場合には、NTT 東西・NTT ドコモだけでなく、競争事業者から必要

方のとおりです。

な情報を収集し、比較・検証することが必要と考えます。		
【日本電信電話株式会社】		
• 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必要		
とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情		
報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大す		
ることは適当ではないと考えます。		
• また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状		
況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、		
比較・検証することが必要と考えます。		
【株式会社NTTドコモ】		
意見3-2-55 賛同。NTTドコモよりこれまで通りの財務情報等の提供がなされることを総務省側	 で担保することを要望。	
賛同致します。NTT グループ内のファイアウォールの形骸化、及び NTT ドコモ殿による NTT グルー	○ いただいたご意見については、本	無
プ全体の資金力のレバレッジの懸念がある中で、NTT ドコモ殿よりこれまで通りの情報(財務情報等)	報告書案への賛同のご意見として	
の提供がなされることを総務省側で担保されることを要望致します。具体的には、事業法第24条に基	承ります。	
づく会計上は当然のこと、加えて他競争事業者が公表している情報との間に同等性が担保されるよう、	○ 本報告書案第3章2③(e)の「対	
ARPU 等についての情報公開が上場廃止後も必要と考えております。	応の方向性」に記載のとおり、NT	
【楽天モバイル株式会社】	Tドコモの上場廃止後も、NTTド	
	コモ以外の各社の公表データとの	
	比較検証に必要な情報については、	
	引き続き、公開される必要があると	
	考えます。	
意見3-2-56 NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題については、総務省がNTコ	「持株を通して監督力を行使すべき。	
>42 頁	○ いただいた御意見については、参	無
>(e)NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題	考として承ります。	
これについては、総務省が NTT 持株を通して監督力を行使すればよいのではないかと考える。		
【個人7】		

3-3 各論点に対する対応の進め方

(1) NTT東西の特定関係事業者への指定等について

意見	考え方	提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無
意見3-3-1 NTT東西の特定関係事業者として、NTTドコモを新たに指定することに賛同。ま	また、禁止行為規制等を潜脱する懸念等は	は存在する

意見3-3-1 NTT東西の特定関係事業者として、NTTドコモを新たに指定することに賛同。また、禁止行為規制等を潜脱する懸念等は存在する ため、総務省における継続的な注視を要望。

NTT ドコモを NTT 東西の特定関係事業者として凍やかに指定することについて、替同します。また、 同項目において言及されている通り、NTT グループ内での間接取引により、規律の対象とならないグ ループ会社を用いて禁止行為規制等を潜脱する懸念等は論理的には存在するため、総務省におかれま しては継続的に注視いただくことを要望します。

【株式会社ジュピターテレコム】

- いただいたご意見については、本 無 報告書案への賛同のご意見として 承ります。
- 電気通信市場における公正競争 確保のために、市場検証について、 その内容を強化した上で、継続的に 実施していく必要があると考えま

○ いただいたご意見については、本 | 無 報告書案への賛同のご意見として

承ります。

意見3一3一2 NTT東西の特定関係事業者として、NTTドコモを新たに指定することに賛同。NTT東西の特定関係事業者として、NTTコムの 指定を維持することは、公正な競争環境の確保に有効。

NTT ドコモを NTT 東西の特定関係事業者に指定することは、役員兼任の禁止により情報の流通に一 定のファイアウォールを設けること、及び接続や電気通信業務に関し、NTT 東西が NTT ドコモ以外の 事業者を公平に取扱うこと等を法令として規制することであり、公正な競争環境の確保に資するため、 賛同いたします。

また NTT ドコモと NTT コムのネットワークを一体化する場合等を見据え、NTT 東西の特定関係事業 者としてのNTT コムの指定を引き続き維持することは、市場支配力のある事業者間での不当に優先的 な取扱いを規律することとなり、公正な競争環境の確保に有効であると考えます。

【株式会社オプテージ】

意見3-3-3 NTT東西の特定関係事業者として、NTTドコモを新たに指定することに賛同。

替同致します。NTT東西殿が接続業務を通じて知り得た情報をNTTドコモ殿に流用する懸念や NTT東西殿によるNTTドコモ殿に対する不当に優先的な取扱いの懸念があることから、NTTド コモをNTT東西の特定関係事業者として速やかに指定する必要があると考えます。

【楽天モバイル株式会社】

- いただいたご意見については、本 無 報告書案への賛同のご意見として 承ります。
- なお、本報告書案第3章3(1) においては、「新たにNTTドコモ をNTT東西の特定関係事業者と して速やかに指定する必要がある」 としております。

意見3-3-4 電気通信市場の変化が急速であることを踏まえ、禁止行為規制等の潜脱行為等が既成事実化したり、公正競争環境の確保に必要な対応 策が手遅れとならないよう速やかな対応が必要であり、その旨の追記等を要望。

禁止行為規制等の潜脱の懸念の顕在化、取引関係の変化が認められた時点で、少なくとも検討自体 は確実かつすみやかに着手されることが必要であり、例示されている NTT ドコモ殿の特定関係法人と して追加指定される要件を満たす場合には、すみやかに指定追加が行われるべきです。

とりわけ電気通信市場の変化が急速であることを踏まえると、潜脱行為等が既成事実化したり、公 正競争環境の確保に必要な対応策が手遅れとなったりせぬよう対応が必要です。

したがって、以下修正案のとおり修正すべきと考えます。

- 今後、市場検証を通じて、新たに 有 公正競争上の課題が明らかになる など、既存ルール等の見直しの必要 性が生じれば、速やかに、必要な検 討を行うべきと考えます。
- ご意見を踏まえ、以下のとおり、 報告書案45頁を修正します。

【修正案】

また、2③(d)のように(略)には、すみやかに、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規
制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、実態に即し
た対応策について検討することが求められる。

【ソフトバンク株式会社】

また、2③(d)のように(略)には、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、実態に即した対応策について<u>速やかに</u>検討することが求められる。

意見3-3-5 既存ルール等で現状は問題ないが、具体的な問題が生じた場合には検討すべき。

既存ルール等で現状は問題ないと考えておりますが、具体的な問題が生じた場合には検討すべきと 考えます。

【楽天モバイル株式会社】

○ 今後、市場検証を通じて、新たに 公正競争上の課題が明らかになる など、既存ルール等の見直しの必要 性が生じれば、速やかに、必要な検 討を行うべきと考えます。

(2) NTT東西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等の維持

意見

考え方

提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無

意見3-3-6 今般のNTT持株によるNTTドコモの完全子会社化に際して、NTT持株は、過去のNTTドコモ分離に係る公正競争条件の「完全 民営化」「出資比率の低下」を一方的に反故にしたところ、現在の公正競争要件は法的に担保しないと遵守されないことをNTT自ら行動 で示したものであり、必要な措置を取るべき。

「<u>出資比率の低下以外の条件については、引き続き、NTTグループ各社において遵守される必要がある。</u>」とされていますが、今般のNTT持株によるNTTドコモの完全子会社化に際して、NTT持株は、"法制度上の問題はない"として、過去のNTTドコモ分離に係る公正競争条件の「完全民営化」「出資比率の低下」を一方的に反故にしました。

このように公正競争条件があったとしてもNTTが将来に渡って公正競争条要件を遵守する保証がなくなったこと、現在の公正競争要件は法的に担保しないと遵守されないことをNTT自ら行動で示したものであり、「おそれ」ではなく、「現に生じた問題」として必要な措置を取るべきと考えます。

【KDDI株式会社】

○ 公正競争条件も含め、本報告書案 第3章3(2)に記載のとおり、総 務省において、「既存ルールについ て引き続き適正に運用していくと ともに、今後、具体的な問題がない かについての検証において、問題が 認められれば、それを踏まえ、既存 ルールの見直しについて検討する 必要がある」と考えます。

意見3-3-7 NTTドコモとNTTコムの間の営業部門、ネットワーク及び組織等の一体化は、直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要。

「NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管されるのであれば、新たに、NTTドコモとN TT東西の間においても遵守される必要がある。」とされていますが、NTTドコモとNTTコムの間 の営業部門、ネットワーク及び組織等の一体化は、NTTドコモによる特定の電気通信事業者に対す

○ 「意見3-2-26」に対する考え 方のとおり、直ちに禁止行為規制に 違反するとはいえず、個別具体的な

無

る不当に優先的な取扱いによるものであることから、既成事実化により事前規制が機能不全に陥るこ とのないよう、当該統合は直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要があると考えます。

実態を踏まえる必要があると考え ます。

【KDDI株式会社】

意見3-3-8 既存ルール等の個別検証のみではなく、NTTドコモ完全子会社化による電気通信市場への影響を総括する総論的な検証が必要。毎年 の検証で問題が生じた場合等には、直ちにNTTグループの在り方を含めた検討の実施が必要。

「毎年の市場検証会議等において、継続的に検証を行い、個々の検証結果や市場環境の変化等を総 合的に判断した上で、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見 直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点 から必要な方策等について検討を行う必要がある。」との考えが示されていますが、既存ルール等の個 別検証のみではなく、今回のNTTドコモ完全子会社化による電気通信市場への影響を総括する総論 的な検証が必要です。

また、毎年の検証で問題が生じたり、NTTの一体化・統合が進展する等、今回の議論の前提が大き く変わることがあれば、直ちにNTTグループの在り方を含めて必要な検討を行うべきと考えます。

【KDDI株式会社】

- 本報告書案においては、既存ルー ル等の遵守状況の検証を行い、検証 を通じて競争上の課題が明らかに なるなど既存ルール等の見直しの 必要性が生じれば、速やかに、必要 な検討を行うべきとするとともに、 既存ルールの見直しでは対応でき ないような場合には、再度、NTT グループの在り方も含め、公正競争 確保の観点から必要な方策等につ いて検討を行うべきとしておりま
- 検証の在り方については、今後、 市場検証会議において検討を行っ ていくことが適当と考えます。

意見3-3-9 出資比率の低下について、「その維持の必要性は薄れたものと考えられる」とあるが、関係者間で事前の議論が一切されず、本検討会議 でも十分な説明がないまま事後的に容認されるべきでなく、今後、その他の条件についての前例となる懸念があるため、削除すべき。

公正競争条件とされてきた出資比率の低下について、「その維持の必要性は薄れたものと考えられ」 る」とありますが、過去の公な政策議論を経て決定された公正競争条件の反故について、関係するス テークホルダーにおいて事前の議論が一切されず、本検証会議においても十分な説明がないまま事後 的に容認されることは、本来認められるべきものではありません。このような事例が看過された場合、 今後、「出資比率の低下」以外の条件についても同様の取り扱い(NTT グループによる一方的な公正競 争条件の反故)を認める前例となる懸念が生じます。

したがって、下記修正案のとおり取り消し線部分は削除すべきと考えます。

【修正案】

第1章2で記載したとおり、NTTに対しては累次の公正競争条件が課されてきた。こうした公正 競争条件のうち、出資比率の低下については、1990年代後半以降、事業法改正等により制度整備が図 られてきていることや、1992年の移動体分離以降、電気通信市場の大きな環境変化が進んだこと等を 踏まえれば、その維持の必要性は薄れたものと考えられる一方。出資比率の低下以外の条件について は、引き続き、NTTグループ各社において遵守される必要がある。

(略)出資比率の低下の条件を維持する必要性は薄れたと考えられるものの、これまでの考え方と同

- 本報告書案第3章3(2)に記載 無 のとおり、「公正競争条件のうち、 出資比率の低下については、1990年 代後半以降、事業法改正等により制 度整備が図られてきていることや、 1992年の移動体分離以降、電気通信 市場の大きな環境変化が進んだこ と等を踏まえれば、その維持の必要 性は薄れたもの」と考えます。
- 一方で、「出資比率の低下の条件 を維持する必要性は薄れたと考え られるものの、これまでの考え方と 同様に、毎年の市場検証会議等にお いて、継続的に検証を行い、個々の 検証結果や市場環境の変化等を総

様に、毎年の市場検証会議等において、継続的に検証を行い、(以下略)	合的に判断した上で、公正競争上の	
【ソフトバンク株式会社】	問題となり得る具体的な事象が新	
	たに確認され、既存ルールの見直し	
	では対応できないような場合には、	
	再度、NTTグループの在り方も含	
	め、公正競争確保の観点から必要な	
	方策等について検討を行う必要が	
	ある」と考えております。	
意見3-3-10 既存ルールが維持されることについて賛同。総務省において、既存ルールの遵守状況	兄の継続的な検証の徹底を要望。	
(2) NTT東西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等の維持(1241 行目)	○ いただいたご意見については、本	無
指定電気通信設備制度や禁止行為規制、累次の公正競争条件など、既存ルールが維持されることに	報告書案への賛同のご意見として	
ついて、賛同します。総務省におかれましては、既存ルールの遵守が図られていることについて、継	承ります。	
続的な検証を徹底いただくことを要望します。	○ 今後、市場検証を通じて、新たに	
【株式会社ジュピターテレコム】	公正競争上の課題が明らかになる	
これまで NTT 再編成時においては、公正競争環境を確保すべく、累次の制度整備が図られてきたと	など、既存ルール等の見直しの必要	
認識しております。この点、NTT 東西の固定分野における市場支配力、及び NTT ドコモのモバイル分	性が生じれば、速やかに、必要な検	
野における市場支配力は、依然として高いものであると考えており、今般の NTT ドコモの完全子会社	討を行うべきと考えます。	
化や、今後予定されている NTT コムの NTT ドコモへの移管等の市場への影響を注視する上でも、NTT		
東西及びNTTドコモに対する既存ルール等の維持に賛同いたします。		
なお、既存ルール等では対応が困難な事象が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じていただ		
くよう要望いたします。		
【株式会社オプテージ】		
賛同致します。既存ルール等の維持、検証の実施を引き続き要望致します。		
【楽天モバイル株式会社】		

(3) 市場検証の強化

意見	考え方	提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無
意見3-3-11 市場検証会議等における検証強化に賛同。		
① 地域において大きな市場支配力がある NTT 東西と NTT ドコモが一体化することは、地域でビジネ	○ いただいたご意見については、本	無
スを行っているケーブルテレビ事業者にとって大きな脅威となります。このため、「市場検証会議	報告書案への賛同のご意見として	
等における検証を強化する」との対応の進め方に賛同します。	承ります。	
【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】		
意見3-3-12 法人向けサービスの実態把握の強化に賛同。検証対象として、地域に閉じた固定ブロ	コードバンドサービスや今後進展するロ	ーカル5G

などを対象とするよう要望。その際、地域における競争環境の検証が不可欠であるため、地域単位の検証を要望。その旨の追記も要望。

① 検討会議で意見を述べたとおり、電気通信市場検証会議などの場において、NTT ドコモの完全子 │○ ご意見の①について、本報告書案 │ 有 会社化を踏まえ、法人向けサービスを地域毎に検証を行うなど法人向けサービスの検証を強化する ことや、今後進展するローカル56について地域における競争環境の検証を行うことが必要と考え ています。

このため、市場検証対象の拡大として、「法人向けネットワーク(WAN サービス等)市場や IoT 向 け通信サービス市場に限らず、法人向けサービスの実態把握を強化する」との対応の進め方に賛同 いたします。

② 具体的な検証対象の法人向けサービスとしては、WAN サービスのカテゴリに含まれない、地域に 閉じた固定ブロードバンドサービスや今後進展するローカル 5G などを対象としていただくよう要 望いたします。なお、これらの法人サービスの検証を行うにあたっては、地域における競争環境の「スの実態把握を強化することが考え **検証が不可欠となりますので、地域単位できめ細かな検証を行っていただくこと**を要望いたしま **られる**。 す。

以上を踏まえ、以下のように修正を要望いたします。

<修文意見(ハイライト・太字・下線が追記箇所)>

法人向けネットワーク(WAN サービス等)市場や IoT 向け通信サービス市場に限らず、<mark>県や市町村</mark> などの地域内で提供されている固定ブロードバンドサービスや今後進展するローカル 5G などの法人 向けサービスの実態把握を強化することが考えられる。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

- への賛同の御意見として承ります。
- ご意見の②も踏まえ、以下のとお り、報告書案47頁を修正します。

(略) 法人向けネットワーク (WAN) サービス等)市場やIoT向け通信サー ビス市場に限らず、地域内で提供され ているサービスや今後進展するロー カル5Gなども含め、法人向けサービ

意見3-3-13 新たに検証対象とすべきものとして「局舎ビジネス」や「ローカル5G」等が考えられることから、その旨の追記を要望。

公正競争環境確保のために新たに検証対象とすべきものとして「局舎ビジネス」や「ローカル 5G」 等が考えられることから、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。

【修正案】

検証対象の拡大としては、市場検証会議における市場分析において、NTTのみならず、必要に応 じて、比較対象として他事業者等からもデータを取得したうえで、例えば、法人向けネットワーク(WAN) サービス等) 市場や IoT 向け通信サービス市場に限らず、法人向けサービスの実態把握を強化するこ と等が考えられる。また、グローバルな視点も持ちつつ、新たに、研究開発競争に係る状況を継続的 に確認していくことも考えられる。さらに、今後の 5G/6G 時代に活発化し得る局舎ビジネスやローカ ル 5G 市場等について、確認することも考えられる。

【ソフトバンク株式会社】

○ いただいた御意見も踏まえ、「意 | 有 見3-3-12|に記載のとおり、報 告書案47頁を修正します。

- 意見3-3-14 各地域市場での公正競争上の具体的な問題を継続的に確認していくことに賛同。市場検証会議等の場において、地域における市場検証 の適切な実施を要望。
- ① 現在の市場検証は全国単位となっており、地域単位で公正競争上の問題が発生していないか十分 〇 ご意見の①について、本報告書案 | 無

な検証ができていないと考えられるため、「各地域市場で競争事業者の排除など公正競争上の具体 的な問題が発生していないか、継続的に確認していくことも考えられる」との対応の進め方に賛同 いたします。

- ② 固定系通信市場においては、電力系事業者やケーブルテレビ事業者などが地域で競争を行ってい る状況にありますので、市場検証会議等の場において、NTT 東西と電力系事業者やケーブルテレビ 事業者との間で公正な競争環境が確保されているのか、地域における市場検証を適切に行っていた だくよう要望いたします。
- への替同の御意見として承ります。
- ご意見の②について、具体的な検 証項目や検証に必要なデータ等に ついては、今後、市場検証会議にお いて検討を行っていくことが適当 と考えますが、各地域市場も含め、 市場検証を適切に実施していくこ とが必要と考えます。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

意見3-3-15 各種検証は、まずは禁止行為規制対象事業者の客観的なデータに基づき行われるべきであり、他事業者等からのデータ取得は禁止行為 規制対象事業者から提供されるデータのみでは検証が困難な場合に限るべき。その旨の追記等を要望。

各種検証は、まずは禁止行為規制対象事業者の客観的なデータに基づく行われるべきであり、他事 │○ 市場検証の強化に当たり、市場の │無 業者等からのデータ取得は禁止行為規制対象事業者から提供されるデータのみでは検証が困難な場合 に限るべきと考えます。

したがって、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。

【修正案】

検証手法の見直しとしては、NTT東西及びNTTドコモにおける禁止行為規制の遵守状況等の確 認について、NTTからのデータのみでは検証できない場合には、必要に応じて、比較対象として他 事業者等からも客観的なデータを取得し、それに基づく検証を行うことが考えられる。

【ソフトバンク株式会社】

実態等を正確に把握するためには、 禁止行為規制対象事業者のみなら ず、広く事業者の協力を得てデータ を取得していく必要があると考え

○ 具体的な検証項目や検証に必要 なデータ等については、今後、市場 検証会議において検討を行ってい くことが適当と考えます。

意見3-3-16 市場検証会議では、まずは既存のルール等の遵守状況確認や現在の検証の不十分な点の解消が最も重要であり、少なくとも、今後数年 間は、NTTドコモ完全子会社化の影響やNTTグループに関連する規制の遵守状況検証を重点的に実施すべき。その旨の追記を要望。

本検討会議は、第1回検討会議の資料 1-2 事務局説明資料 p.1 のとおり、「NTTはNTTドコモ の完全子会社化を目的としたTOBを実施(2020年11月17日成立)。今後、NTTコムを含むグル ープ会社との連携強化についても検討予定」「一方、競争事業者はNTTドコモの完全子会社化につい て、公正競争上の懸念を表明。2020年11月11日、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等28者 は、NTTドコモの完全子会社化に係る意見申出書を総務大臣に提出」という状況を背景に開催され、 NTT グループを巡る規制を中心に公正競争の在り方について議論されてきました。

その中で、現状の市場検証会議における検証が不十分な部分があることや、NTT ドコモ殿の完全子 会社化の動きによって現在の「禁止行為規制の遵守状況の検証」等を強化すべきことが判明し、以下 のとおり取りまとめられています。

「1 (3) のとおり、禁止行為規制やサービス卸ガイドラインの遵守状況等については、市場検証 会議等において毎年度検証を実施している。ただし、こうした既存ルール等に関する検証において、 グループ内で内部相互補助が行われていないかという観点から、各グループ各社間におけるグループ 内取引の実態等について、定量的なデータに基づいた検証が十分にできていないという課題がある」

- 重点的検証の対象項目について | 無 は、今後、市場検証会議において検 討を行っていくことが適当と考え ます。
- 禁止行為規制の遵守状況等の確 認については、毎年度継続して実施 しており、今後、禁止行為規制の導 守状況等の確認も含め、市場検証の 内容を強化した上で、継続的に実施 していく必要があると考えます。

(報告書案 968 行目)

以上を踏まえると、市場検証会議においては検証対象の拡大よりもまずは既存のルール等の遵守状 況確認や現在行われている検証の不十分な点の解消が最も重要であり、少なくとも、今後数年間の市 場検証会議では、NTT ドコモ殿の完全子会社化の影響や NTT グループに関連する規制の遵守状況検証 を重点的に実施すべきと考えます。

したがって、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。

【修正案】

検証の枠組みの見直しとしては、毎年度の検証項目のうち、特に詳細に又は集中的に検証する必要 のある項目を重点的検証の対象と位置づけることが考えられる。まずは、NTTドコモ完全子会社化 等の動きを踏まえ、NTT東西及びNTTドコモにおける禁止行為規制の遵守状況等の確認を重点的 検証の対象と位置づけることが考えられる。

【ソフトバンク株式会社】

- 意見3-3-17 今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証強化が必要とされた事項については、対応コスト等も勘案した上 で、可能な範囲で情報提供等に応じていく考え。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大することは不適当。また、 検証等に当たっては、競争事業者からも必要な情報を収集し比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた 市場分析が必要。
- 当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必 │○ 「意見0−1−9」に対する考え │無 要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、 情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡大 することは適当ではないと考えます。
- また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応状 況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集し、 比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要にな ると考えます。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

- NTT 東西・NTT ドコモとしては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、 検証の強化が必要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対 応可能な範囲で、情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目 を必要以上に拡大することは適当ではないと考えます。
- また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応 状況等を相対比較する必要がある場合には、NTT 東西・NTT ドコモだけでなく、競争事業者から必 要な情報を収集し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた 市場分析が必要になると考えます。

【日本電信電話株式会社】

当社としては、今回の検討会議や今後の市場検証会議における議論等を踏まえ、検証の強化が必

方のとおりです。

要とされた事項については、情報提供のための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、 情報提供等に応じていく考えです。ただし、漠然とした懸念に基づき、検証項目を必要以上に拡 大することは適当ではないと考えます。

• また、検証にあたって、市場における競争実態等を把握する必要がある場合や、事業者間の対応 状況等を相対比較する必要がある場合には、当社だけでなく、競争事業者から必要な情報を収集 し、比較・検証するとともに、電気通信事業者以外の様々なプレイヤーも含めた市場分析が必要 になると考えます。

【株式会社NTTドコモ】

意見3-3-18 市場検証の見直し内容について具体的に示されたことに賛同。禁止行為規制の遵守状況の検証において、NTTのみならず他事業者か らも比較対象としての客観的なデータを取得し検証することに賛同。他事業者からのデータ取得に当たっては、その負担への配慮が必要。 なお、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方については、まずは実態把握・検証の うえで、必要に応じて更なる検討の実施を要望。検証の結果、問題が認められれば、速やかに必要な措置を要望。

雷気通信市場を取り巻く競争環境は大きな変化が生じている中、市場検証の強化に関して、検証対Ⅰ○ 市場検証の強化に当たり、市場のⅠ無 象の見直し、検証手法の見直し、及び検証手法の枠組みの見直しの内容について具体的に示されたこ とは、検証精度の向上に資するものであり、市場動向に速やかに対策を検討することができるため、 賛同いたします。

検証手法の見直しについて、NTT 東西及び NTT ドコモにおける禁止行為規制の遵守状況の検証にお いて、NTT のみならず他事業者からも比較対象としての客観的なデータを取得し検証することは、よ り精緻な検証に資することからに賛同いたします。他事業者からのデータ取得にあたっては、その事 業規模等によっては、過度な負担となることも想定されるため配慮いただくことが必要と考えます。

なお市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方につ いては、本報告書にある通り、まずは実態把握・検証のうえで、必要に応じて更なる検討を行ってい ただくことが望ましいと考えます。

検証の結果、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、対応が事後的になら ないよう速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。

【株式会社オプテージ】

- 実態等を正確に把握するためには、 広く関係事業者等からデータを取 得していく必要があることから、N TTのみならず他事業者からもデ ータを取得し検証することへの替 同のご意見は重要なものと考えて おり、関係事業者等におけるデータ 提出へのご協力を期待しておりま す。
- 検証の内容や取得するデータの 節囲については、市場環境の変化や 公正競争上の課題の状況、事業者の 負担等に応じて、随時見直していく ことが適当であると考えます。
- 具体的な検証項目や検証に必要 なデータ等については、今後、市場 検証会議において検討を行ってい くことが適当と考えます。

意見3-3-19 既存ルール等の維持と遵守が重要な中で、当面はこれまでの検証を維持しつつ、問題が発生した場合には検証を強化すべき。

- 従来通り、既存ルール等の維持と遵守が重要な中で当面はこれまで通りの検証を維持しつつ、現に | ○ いただいたご意見については、本 | 無 問題が発生した場合には検証を強化すべきと考えております。

【楽天モバイル株式会社】

- 報告書案への賛同のご意見として 承ります。
- 今後、市場検証を通じて、新たに 公正競争上の課題が明らかになる

52

など、既存ルール等の見直しの必要 性が生じれば、速やかに、必要な検 討を行うべきと考えます。

■第4章 将来的なネットワークの統合等に伴う課題

4-1 想定される将来的なネットワーク

(該当意見なし。)

4-2 将来的なネットワークに対する事業者の見解

(該当意見なし。)

4-3 将来的課題等

|--|

意見4-3-1 将来のネットワークにおける規律の在り方の検討を行うことや、NTTグループ会社と同時期に同条件で接続事業者がネットワーク を利用できるように設計段階からルールの明確化の議論を行うことが必要。

さらに、これらが構造的に発生しない措置の検討が重要であり、「NTT東西のアクセス分離」に関わる議論も必要。

将来のネットワークの仮想化及びソフトウエア化に備え、光ファイバーやコロケーション等の従前 の接続ルールに加えて、ネットワーク機能ごとの提供料金の在り方やAPI開放ルールなどの規律の 在り方について検討が必要と考えます。

また、IWON等次世代ネットワーク構築に当たっては、NTTコムやNTTドコモなどのNTT グループ会社と同じ時期に同じ条件で接続事業者が利用できるよう、設計段階からルールを明確にす るための議論を進めることが必要と考えます。

更に、こうした接続ルールの整備に加え、そもそもこうしたことが構造的に発生しない措置を検討 することが重要であり、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」において、他事業者様が提示され ております「NTT東西のアクセス分離」に関わる議論も必要と考えます。

【アルテリア・ネットワークス株式会社】

- ご意見のとおり、将来的なネッ 無 トワークの変化に応じて、規律の 在り方を検討すべきであり、本報 告書案第4章3に記載のとおり、 次世代ネットワーク構築に当た っては、「設計段階から(略)ルー ルを事前に明確化するよう、あら かじめ議論していく必要がある」 と考えます。
- NTT東西のアクセス分離に 関するご意見については、本報告 書案第3章3(2)に記載のとお り、「毎年の市場検証会議等にお いて、継続的に検証を行い、個々 の検証結果や市場環境の変化等 を総合的に判断した上で、公正競 争上の問題となり得る具体的な

提出意見

事象が新たに確認され、既存ルー ルの見直しでは対応できないよ うな場合には、再度、NTTグル ープの在り方も含め、公正競争確 保の観点から必要な方策等につ いて検討を行う必要がある」と考 えます。

意見4-3-2 将来的にも、NTT東西とNTTドコモの統合ネットワーク構築は明確に禁止されており、両社の統合ネットワークでなくとも両社 のいずれかを含む統合ネットワークが構築される場合は、当該ネットワークのオープン化が必須であり、厳格な接続ルールのもと、相互 運用性の確保などが必要。特に、NTT東西のボトルネック設備と一体的に構築されたネットワークに対しては、接続ルールの適用に加 え、公正報酬率規制等の規律の検討が必要。

累次の公正競争条件により、NTT東・西及びNTTドコモは、それぞれ独立したネットワークを 構築するとされており、これらの条件については、引き続き遵守される必要があるとの考え方が示さ れたことに賛同いたします。

将来的に仮想化技術等が導入されても、NTT東・西とNTTドコモのネットワークは独立して構 築されるべきであり、NTT東・西とNTTドコモの統合ネットワークを構築することは明確に禁止 されていると考えます。

NTT東・西とNTTドコモの統合ネットワークでない場合であっても、市場支配力を有するNT T東・西又はNTTドコモを含む統合ネットワークが構築される場合は、当該ネットワークのオープ ン化が必須であり、厳格な接続ルールのもと、競争事業者が様々な階層(収容局単位、県単位、集約 (例:東京・大阪) 単位等) で当該ネットワークへ接続できること、API連携で必要な時に必要な 機能を利用できること、相互運用性の確保などが必要です。

特に、NTT東・西のボトルネック設備と一体的に構築されたNTTの統合ネットワークに対して は、接続ルール(公平、透明、適正な接続条件)を適用すること、加えて、そのネットワーク上で提 供される卸役務の利用料金(事業者間取引)には公正報酬率規制等の規律を検討することが必要と考 えます。

【KDDI株式会社】

○ 本報告書案第3章2②(b)の 無 「対応の方向性」においては、「仮 にNTTコムとNTTドコモの ネットワークが一体化される場 合であっても、(略)引き続き、

(略) NTT東西のネットワーク とは独立して構築されるべきで ある」としており、また、「将来的 には、(略) 固定網と移動網のコア 網の融合など、ネットワークの在 り方が変化していくことも想定 されており、そのような変化に対 応した規制の在り方等について も、検討していく必要がある」と しております。

○ ご意見のとおり、将来のネット ワークにおいても、相互運用性の 確保が必要と考えます。

意見4-3-3 NTTドコモとNTTコムのネットワークの一体化は、直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要。市場支配力の観点か らも、NTTドコモとNTTコムの一体化は、公正競争の確保に大きな支障を及ぼすことから、禁止されるべき。

NTTドコモとNTTコムのネットワークの一体化については、NTTドコモによる特定の雷気通 信事業者に対する不当に優先的な取扱いによるものであることから、既成事実化により事前規制が機 能不全に陥ることのないよう、当該統合は直ちに禁止行為規制に抵触することを明確に示す必要があ ると考えます。

市場支配力の観点からも、NTTドコモとNTTコムの一体化は、巨大な顧客基盤(9、974万 超)の形成を意味するものであり、公正競争の確保に大きな支障を及ぼすことから、禁止されるべき

○ 「意見0-1-3」に対する考 無 え方のとおり、直ちに禁止行為規 制に違反するとはいえず、個別具 体的な実態を踏まえる必要があ ると考えます。

【KDDI株式会社】

意見4-3-4 将来的なネットワークに対する今後の対応としては、接続ルールと同等の規律を設けるに当たって、既成事実の積み上げによってな し崩しにそれが実現不可能になることがないように、整理・検討は具体的な仕様が決まる前の段階で行われることが望ましい。NTT持 株のロードマップによると、2021年には主な技術が実現し、2022年から具体的な仕様整備開始が計画されているところ、本報告書に将来 ネットワーク関連の動きと、それに合わせた検討スケジュールについて明記すべき。

将来的なネットワークに対する今後の対応としては、第6回検討会議での大谷構成員のご指摘のと おり、「接続ルールと同等の規律というものを設けるに当たって、既成事実の積み上げによってなし崩 しにそれが実現不可能になることがないよう」に、整理・検討は具体的な仕様が決まる前の段階で行 われることが望ましいと考えます。

今後のネットワークに係る動きとして、NTT 持株殿の「IOWN 構想の実現に向けた技術開発ロードマ ップ」(2020年4月16日)によると、2021年には主な技術が実現し、2022年から具体的な仕様整備開 始が計画されています。仕様整備が先行し、接続ルールと同等の規律が実現不可能となることを避け るためにも、本報告書に将来ネットワーク関連の動きと、それに合わせたスケジュールについて明記 すべきです。

以上を踏まえ、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。

【修正案】

そのため、ネットワークを巡る環境変化を常に注視しつつ、各課題等についてそれぞれ検討を行っ ていくとともに、別途、ネットワークを巡る環境変化に対応するための全体的な整理・検討を行う場して、各課題等についてそれぞれ検討 を設ける必要がある。具体的には、NTTの「IOWN 構想の実現に向けた技術開発ロードマップ」による │ を行っていくとともに、別途、ネッ と 2022 年から具体的な仕様整備開始が計画されており、既成事実が先行しないためにも、整理・検討 を行う場は早々に開催される必要がある。

- 将来のネットワークへの対応 有 について、今後、実態が先行して 公正競争確保のための制度整備 が困難にならないように、総務省 において必要な検討を行ってい くべきと考えます。
- このため、以下のとおり、報告 書案53頁を修正しております。

(略) そのため、ネットワークを 巡る環境変化を常に注視しつつ、実 態が先行して公正競争確保のため の制度整備が困難にならないよう トワークを巡る環境変化に対応す るための全体的な整理・検討を行う 【ソフトバンク株式会社】 場を設ける必要がある。

- 意見4-3-5 IOWNにおいては、APIやデータフォーマットの標準化等を行い、オープンにしていく考え。IOWN構想の実現のためには、N TTグループだけでなく、国内外の企業や研究機関との協業が必要不可欠。将来に向けたネットワークについて、その構成や技術的な仕 様が不透明な中で規制の議論が先行しても、新たな技術の登場により議論の前提が変わる可能性や、議論自体が新たな技術の適用可能 性を阻害するリスクがあることに加え、規制に対する萎縮効果等により、イノベーション創出へのインセンティブを低下させかねない ことから、規制の議論を先行して行うことは不適切。
- IOWN の3層モデル(オーバーレイソリューション、NW サービス、トランスポート)においては、多 □ 本報告書案第4章3において | 無 様なプレイヤーが、必要なものを、必要なときに、必要なだけ、迅速かつ最適に組み合わせ利用で きることが求められるようになることから、各 ICT リソース間の API やデータフォーマットの標 準化等を行い、それらを実装し、オープンにしていく考えです。
- IOWN 構想を実現し、ゲームチェンジを行っていくためには、NTT グループだけでなく、国内外の 企業や研究機関との協業が必要不可欠であることから、Intel/SONY/当社が発起人となり、「IOWN グローバルフォーラム」を、2020年1月に設立したところです。
- IOWN 構想や Beyond5G(6G)等の将来に向けたネットワークは、まだこれからの技術であり、様々な

は、「これまでの規律がなし崩し になることを避けるため、設計段 階から必要な相互運用性を確保 するための基本的な原則を定め ておくなどルールを事前に明確 にするよう、あらかじめ議論して いく必要がある」としておりま

55

プレイヤーが競争・連携しながら、自由かつ柔軟にイノベーションを創出していくことで、構築 されていくものと考えます。

ネットワークの構成や技術的な仕様が不透明な中、ネットワークに対する規制の議論を先行して 行ったとしても、新たな技術の登場により議論の前提が変わってしまう可能性や、議論自体が新 たな技術の適用可能性を阻害してしまうリスクも想定されると考えます。加えて、規制に対する 萎縮効果等により、各プレイヤーのイノベーション創出へのインセンティブを低下させかねない ことから、規制の議論を先行して行うことは適切ではないと考えます。

○ これを踏まえ、総務省におい て、ルールを事前に明確化するた めの議論を行うなど必要な対応 を行っていくことが適当と考え ます。

【日本電信電話株式会社】

意見4-3-6 将来のネットワークを巡って大きな環境変化が予想されるところ、公正競争確保の観点及び規律の在り方について、全体的な整理や 検討の場の設置に賛同。累次の規律整備の主旨を踏まえ、多くの事業者が競争可能となるよう柔軟かつ市場発展性のある議論を要望。

将来のネットワークを巡る環境変化への対応においては、ネットワークの仮想化、固定と移動のネ┃○ いただいたご意見については、 ットワークの融合、通信市場とその関連市場の融合、ネットワーク設備を有しない主体の登場など、 大きな変化が予想されます。これらの変化に対して公正競争確保の観点、及び規律の在り方について、 全体的な整理や検討を行う場を設けることは、電気通信市場及び、その関連市場の発展に資すると考 えられるため替同いたします。

これまで積み上げてきた累次の規律が整備されてきた主旨を踏まえ、将来の環境変化に多くの事業 者が競争可能となるよう柔軟かつ市場発展性のある議論がなされることを要望いたします。

【株式会社オプテージ】

本報告書案への賛同のご意見と して承ります。

○ 今後も引き続き公正な競争環 境が確保されるよう、将来的なネ ットワークを巡る環境変化にも 適切に対応していくための検討 が行われる必要があると考えま

意見4-3-7 グローバルな視野に立った競争に打ち勝つためには、NTTへの過度な規制には反対。過度な国による規制や、不適切な規制が競争力 を削ぐリスクについては、十分注意する必要。国の規制のあり方は原則として市場の競争に任せ、監視体制を強化し、透明性を確保し、 問題が発生した場合に事後的に対応する方式が望ましい。

競争力について

(第4章 将来的なネットワークの統合等に伴う課題 3.将来的課題等(ネットワークや市場の融 合の進展への対応) 1403-1407 行目について)

今回の検討会では、狭く限定された国内の通信サービス内での競争の公正性が検討されているが、 大手外資系企業がクラウド、端末などにおける巨大な顧客ベース・設備等を活用し、通信事業分野に も進出しつつある。

今後は、国内の通信事業者間における競争だけではなく、巨大なクラウド事業者との競争が激化す る。

こうした、国内だけではなくグローバルな視野に立った競争に打ち勝つためには NTT への過度な規 制には反対である。また、国内市場で国内の通信事業者間の過度な競争を慫慂することは、通信事業 者の体力の消耗につながり、グローバルな市場での競争に耐えられないのではないかと危惧する。強 いところをより強くの戦略が求められている。過度な国による規制や、不適切な規制が競争力をそい でしまうリスクについては、十分注意する必要がある。

国の規制のあり方は原則として市場の競争に任せ、監視体制を強化し、透明性を確保し、問題が発 生した場合に事後的に対応する方式が望ましい。

- いただいた御意見については、 参考として承ります。
- グローバルな競争という視点 も持ちつつ、国内における公正な 競争環境も引き続き確保される ようにすることが重要と考えま す。

【個人6】		
意見4-3-8 単に公正競争確保の観点ではなく、別途ネットワークを巡る環境変化に対応するため	めの全体的な整理・検討を行う場を設	けるとの指
摘には賛成。		
3. 将来的なネットワークの統合に伴う課題について	○ いただいたご意見については、	無
(第4章 将来的なネットワークの統合等に伴う課題 3.将来的課題等(今後の対応)1423-1424行	本報告書案への賛同のご意見と	
目について)ネットワークの仮想化進展に伴い、通信事業にも従来のハードウェア主導から、クラウ	して承ります。	
ドを活用したソフトウェア主導の時代が来る。勿論競争を通じた技術革新とコスト低減は必要ではあ		
るが、単に公正競争確保の観点ではなく、別途ネットワークを巡る環境変化に対応するための全体的		
な整理・検討を行う場を設けるとの指摘には賛成である。		
【個人6】		

■参考資料

(該当意見なし。)

■その他

意見	考え方	提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無
意見5-1		
e-Govの「受付締切日時」欄の「5日0時」は「6日0時」の誤記ではないか。意見公募要領で「意	○ 本報告書案に対する意見募集の	無
見提出期間」は「5日」までと規定されているから。	期限は、令和3年4月5日中とし	
【個人1】	ておりました。	
意見5-2		
関西の人なら分かると思うんですが、「公正」が関西弁での「こうせい」に聞こえます。 つまり「公正競争は」ではなく「こうせい競争は」と誤認し、自由が奪われたと勘違いします。	○ いただいた御意見については、参考として承ります。	無
「公正競争」は、その「公正」の範囲内ならどんな手段を使っても良いわけです。		
ですが「こうせい競争は」であれば、使っても良い手段は1つだけ、という意味になってしまいます。		
なので「公正」ではなく「平等」を使ってほしいです。		

意見5-3

1. 電気通信市場検証会議(以下「市場検証会議」)の位置づけは検討の必要あり

本報告書案で示された各種課題への対処として、既存の市場検証会議を母体にし、継続的な市場注視、検証手法の強化、非公開情報の取得と非公開情報を取り扱うための会議体の設定などが示されています。

(市場検証会議の検証強化等により対応する主な課題)

- ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題
- ② NTTドコモとNTTコムの関係に係る課題
- ③ その他公正競争確保に係る課題 など

しかしながら、これらの機能を真に果たすためには市場検証会議の位置づけを見直す必要があると考えます。

具体的には、電気通信分野の政策を担う総務省殿の管轄下に置くのではなく、政策に対して、客観的に第三者の立場から評価を行うことが出来、提言を行うことが可能な検証母体の設立が必須と考えます。

・在るべき市場検証会議

項目	市場検証会議の現行の位 置づけ(当方の認識)	在るべき市場検証会議
設置の法的根拠	なし	有する
管轄 (庶務含む)	総務省総合通信基盤局	総務省以外の運営
政策提言の機能担保	なし	有する
調査権	なし	(一定範囲) 有する

本検討においては、NTTグループによるNTTドコモの完全子会社化、その他グループ会社の再編を契機にして、事象発生の後追いの検討となってしまった経緯もあり、従来の枠組みにとらわれることなく、我が国の成長を支える電気通信市場の健全な競争環境を担保する最善の機会として捉えて頂き、検証体制の改革にまで踏み込んだ結論となることを強く要望します。

また、本報告書(案)において、「市場検証会議」と「市場検証会議等」の2通りの表記が数か所においてみられます。報告書案中、使い分けの定義がなされていないようですので、「市場検証会議等」に対する説明等適当な記述が必要と考えます。

【個人3】

- いただいた御意見については、 参考として承ります。
- 本報告書案第3章3(3)においては、市場検証会議等における検証を強化する必要があり、「本報告書に記載した検証等の強化の内容を踏まえ、市場検証会議において、スケジュールも含めて検討の上、さらなる具体化を図」るなどとしております。

意見5-4

2. 再意見書の募集を行う必要あり

本報告書案に対しては、諸処の状況を鑑みると、多くの利害関係者から各々のポジションに基づ いて、本報告書案の内容の適否を問う意見の発出があるものと想定されます。

繰り返しになりますが、日本における電気通信市場の公正競争確保の方向性を決める重要な検討で すので、十分に議論を尽くす必要があると考えます。

したがって、本報告書(案)への意見募集で収束させるのではなく、少なくとも再意見の募集や必 要な場合には議論を尽くすための再度のヒアリング等について、是非行っていただきたいと考えま す。

○ 本検討会議においては、関係事 業者等へのヒアリングを第1回会 合から第5回会合にかけて実施 し、同一事業者から複数回ヒアリ ングを行うなど、丁寧に意見を伺 ったものと承知しております。

○ 「意見0-1-1」に対する考え

方のとおりです。

【個人3】

意見5-5

この「公正競争確保検討会議」が設置される前に何があったかと言えば、澤田 NTT 社長と菅総理、 谷脇前総務審議官が闇取引を行い、NTTが政府の要望どおり携帯料金を値下げする見返りに、政府は NTT によるドコモの完全子会社化を容認するというものでしょう。文春の接待報道でこれが露見しま した。政府は公正であるべき行政を捻じ曲げたと言わざるをえません。NTT が MVNO の OCN モバイル ONE をドコモショップで販売させドコモと NTT コミュニケーションズを合体させようとしていたのを 直前で止めたのもそれが原因でしょう。接待問題解明のための NTT と総務省の第三者検証委員会が終 結しホトボリが冷めたら再開するつもりなのかもしれませんが。国民を愚弄しているのではありませ んか。

関取引の過程で国家公務員倫理規程に違反する接待が繰り返されています。しかも、東北新社の場 合は一般会社の幹部と総務省幹部の間での贈収賄という構図でしょうが、NTTの場合はNTT法で 公務員に準じる身分の社長と総理・総務省幹部の間での不正取引です。相当にタチが悪いと言わざる を得ません。刑法上の贈収賄罪に当たる可能性があるのではないでしょうか。本会議の委員は公正競 争の確保を云々する前に両者を刑事告訴すべきではありませんか。

閣取引をカムフラージュするために、「公正競争確保検討会議」を設置したのでしょうが、第一回目 から第六回目の今回の「報告書(案)」まで谷脇氏が在職して全面的に関与しており茶番です。「報告 書(案)」自体をチャラにして、今回のような大問題は37社の意見書にあるように、「情報通信審議 会」において「公開で議論」を行っていただきたい。

また、37社の意見書に「総務省はNTTがドコモを完全子会社化したことに関し見解を公表せよ」 とありますが、谷脇氏が在職していましたから総務省から見解など出る訳がない。「報告書(案)」に はそのカケラもない。総務省には改めて見解を公表していただきたい。

【個人4】

意見5-6

- ・507行目「事業法31条」は「事業法第31条」のほうがよいと思います。 他の箇所と同様に。
- ・618行目「あたって」は「当たって」のほうがよいと思います。 他の箇所と同様に。

○ 御指摘を踏まえ、本報告書案の 記載を一部見直しました。

59

。30ページの脚注24の1行目の半角「IoT」と同2行目の全角「IoT」とは、どちらかに字句を	
統一したほうがよいと思います。	
・1142行目「NTT レゾナント」は「エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社(以下「NTT レゾナン	
ト」という。)」のほうがよいと思います。	
・1239行目「のとおり」と1254行目「に記載のとおり」とは、どちらかに記載を統一したほ	
うがよいと思います。	
【個人5】	

注:その他、案と無関係と判断されるものが1件ございました。